DISCLOSURE

JA多気郡の現況
（令和４年度末）

多気郡農業協同組合

目　　次

あいさつ 1

1. 経営理念 2

2. 経営方針 3

3. 経営管理体制 3

4. 農業振興活動 4

5. 沿革・歩み 6

6. 事業の概況（令和4年度） 7

7. 地域貢献情報 9

●全般的事項 9
●地域からの資金調達の状況 9
●地域への資金供給の状況 9
●地域密着型金融への取組み 10
●文化的・社会的貢献に関する事項 11

8. リスク管理の状況 12

●リスク管理の体制等 12
●法令遵守体制 15
●反社会的勢力との取引排除 16
●金融ＡＤＲ制度への対応 16
●内部監査体制 17
●金融商品の勧誘方針 17
●金融円滑化にかかる基本的方針 18
●個人情報保護の取扱い方針 18
●貸出運営についての考え方 20

9. 自己資本の状況 20

●自己資本比率の状況 20
●経営の健全性の確保と自己資本の充実 20

10. 主要な業務の内容 21

●事業の内容 21
●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み） 22

11. 経営の組織 23

●組織機構図 23
●組合員数 24
●組合員組織の状況 24
●地区一覧 24

12. 役員構成 25

13. 会計監査人の名称 25

14. 事務所の名称及び所在地 26

15. 直近の2事業年度における財産の状況 27

●貸借対照表 27
●損益計算書 28
●キャッシュ・フロー計算書 29
●注記表等＜令和３年度＞ 31
●注記表等＜令和４年度＞ 47
●剰余金処分計算書 61
●部門別損益計算書（令和３年度） 62
●部門別損益計算書（令和４年度） 63
●財務諸表の正確性に係る確認 64
●会計監査人の監査 64

16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標 65

●最近５年間の主要な経営指標 65

17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標 66

●利益総括表 66
●資金運用収支の内訳 66
●受取・支払利息の増減額 67
●貯金に関する指標 67
●貸出金等に関する指標 68
●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況 71
●経営諸指標 72
●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 72
●貸出金償却の額 72
●内国為替取扱実績 73
●有価証券に関する指標 73
●有価証券等の時価情報等 74
●預かり資産の状況 75
●共済取扱実績 76
●購買事業品目別取扱実績 78

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績 78
●販売事業（買取販売）品目別取扱実績 78

18. 自己資本の充実の状況 79

●自己資本の構成に関する事項 79
●自己資本の充実度に関する事項 81
●信用リスクに関する事項 83
●信用リスク削減手法に関する事項 87
●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 88
●証券化エクスポージャーに関する事項 88
●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 89
●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 90
●金利リスクに関する事項 90

19. 連結グループ（組合及び子会社）の概況 92

●連結グループの概況 92
●子会社の状況 92

20. 役員等の報酬体系 93

●役員 93
●職員等 94
●その他 94

本冊子は、農業協同組合法第 54 条の３に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

あいさつ

日ごとに暑さが厳しくなりますが、組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は各種事業に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症との闘いも3年を超え、総代会は2年間規模を縮小した本店開催となりましたが、昨年度より感染防止策を講じながら、通常開催することができました。全国的に新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は減少傾向に転じており、三重県内においても、同様に減少している状況にあります。徐々にではありますが、通常を取り戻しつつある現状に安堵するも、社会生活はロシアによるウクライナ侵攻や世界的な物価高、さらに記録的な円安などに見舞われ、燃料や資材の価格上昇や電気料金の急激な高騰等、今も大きな影響が続いております。

さて、令和4年度は新たな中期経営計画（令和4年～令和6年度）の初年度として、自己改革の重点目標である「農業生産の拡大と農業所得の増大」「地域の活性化」「持続可能なJA経営の確立」の実現に向けた事業活動に取り組みました。しかし3年以上続くコロナ禍の影響は完全回復には至らず、農畜産物の需要減少の影響に加え、物価の高騰による消費の落ち込みは農畜産物の販売に大きな痛手となっています。

当組合では、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けられた方への対応資金にて利子助成や保証料助成を行ったほか、肥料価格高騰対策事業の申請支援などさまざまな対策を講じました。

経営基盤の強化では、相可支店と佐奈支店を統合し、令和4年10月に基幹店「多気支店」として新たなスタートを切りました。合わせて、勢和支店は準基幹店として「多気勢和支店」となりました。計画的な統廃合や効率化に努めながら、組合員・利用者の利便性を損なうことなく今後も満足度の向上に努めて参ります。

農業従事者の高齢化や担い手不足といった地域農業の問題や耕作放棄地の解消に向け、今年度も引き続き、㈱多気郡アグリサポートによる支援に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症による影響に加え、ウクライナ情勢や物価の高騰への不安など先の見通せない状況が続きますが、今後も皆様のご期待に沿えるよう、役職員一丸となり全力で取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

令和５年７月

多気郡農業協同組合

代表理事組合長　**西井　正**

1. 経営理念

農業と自然を守り
豊かなくらしと明るい地域社会づくりに
貢献します

2. 経営方針

1. 多彩な農業の拡充による農業生産の拡大と農業者の所得増大

地域農業振興計画を起点として、作付面積の維持・拡大を目指す「需要に応じた農業生産の拡大」を上位目標として位置付け、「農業経営支援を通じた生産基盤の維持・拡大」と「販売・購買事業の強化」により実現します。また、「農と食を未来へつなぐ運動」に取り組み、「需要に応じた農業生産の拡大」を下支えします。さらに、これらを実現するため「営農指導力の強化」に取り組みます。以上を踏まえ、多様な農業者の活躍と連携により、“農業生産の拡大”を通じて“農業者の所得増大”につなげることで、多彩な農業が持続的に維持・発展していく“農業振興”の姿を目指します。

2. 組合員との関係深化と多様な連携による組織・地域の活性化

「食」と「農」を通じて地域住民との接点づくりを行うとともに、対話運動による正・准組合員との関係を強化し、組合員の声に基づいた事業運営を行うことで、組織の基盤強化を図ります。特に、コアな正・准組合員との関係深化・拡大と次世代層との関係を強化し、盤石な組織基盤の構築に取り組みます。さらに、地域に根ざした総合事業と協同活動を通じて、地域共生社会の一員として多様な関係者と連携し、地域の活性化に貢献している姿を目指します。

3. 自己改革の実践を支える持続可能なJA経営の確立

自己改革を継続・実践し、これからも組合員の負託に応える組織であり続けるため、総合事業に磨きをかけるとともに、経営継続に必要な利益を上げるための戦略づくりに加え、これを実現する経営管理手法などの経営要素を整備・強化し、着実に成果が表れている姿を目指します。

3. 経営管理体制

当組合は農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、青年部や女性部などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

4. 農業振興活動

◇農業関係の持続的な取り組み

１．産地の現状と将来の見通しを確認する産地点検活動に取り組み、行政機関との目標の協議・共有により策定した「地域農業振興計画」に基づき、「需要に応じた農業生産の拡大」を図り、「農業者の所得増大」につなげます。

２．多彩な農業を拡充するため、生産基盤の維持・拡大、販売・購買事業の強化、農業金融機能の発揮、営農指導員等の人材育成に取り組み、連合会・中央会はＪＡの取組を支援します。

３．組合員とともに県産農畜産物の消費拡大・生産拡大・品質向上運動を展開します。さらに、行政機関と連携し、実需者・消費者の理解を得ながら、地産地消・地消地産を喚起する県民運動につなげます。また、農業・農政課題に関する組合員の意見・要望を地域・県域・全国段階で積み上げ、政策提言を行い、基本農政を確立する運動を強化します。

◇地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

(1)農業者等の経営支援に関する取組方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また金融機関としてコンサルティング機能を充分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

(2)農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会の会議体において協議を行い、その結果等を必要に応じて理事会に報告しています。

(3)農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

(4)担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ（就農（創業期）・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。

具体的には、農業経営資金等の各種農業資金、制度資金の提供、担い手の農業経営の負担軽減を目的としたＪＡバンク利子助成を実施しています。

(5)経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取り組み

農業負債整理関係資金を提供するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。なお、担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行うため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

(6)農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献　など

三重県下ＪＡバンクでは、「ＪＡバンク食農教育応援事業」に取り組んでいます。子供たちに食と農業の関わり等への理解を深めてもらうことを目的としているもので、県内小学校高学年への教材本の寄贈や、農業体験学習の受入れなどに取り組んでいます。

◇安全・安心な農産物づくりへの取り組み

１．生産履歴記帳運動

２．ポジティブリスト制度に対応した農薬適正使用の啓発と農薬残留分析を行い、安全・安心な農畜産物の販売促進の実施

◇ファーマーズマーケットの開設

１．農産物直売所「スマイル明和・スマイル多気」

２．食堂「自然の味処 すまいる」

◇農業関連融資の状況

１．認定農業者の農業改善計画の達成に必要な短期運転資金として農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）を取扱中

２．農業機械取得については農業経営資金を取扱中

３．後継者の就農・新規就農については、県の貸付金貸付要領に定める「就農施設等資金」を取扱中

◇農業祭の開催、地産地消・食育の取り組み　　など

１．学校給食への地場産農産物の供給

２．出前授業による児童・生徒との味噌や豆腐つくり

5. 沿革・歩み

年　　月	内　　容
平成 元年 10 月	多気郡管内５ヶ町村６農協（明和町農業協同組合、多気町農業協同組合、三重勢和農業協同組合、大台東部農業協同組合、大台町農業協同組合、宮川農業協同組合）が合併し「多気郡農業協同組合」設立
平成 2 年 4 月	オートパル　竣工
平成 2 年 10 月	波多瀬支店　竣工
平成 5 年 2 月	長ヶ支店　竣工
平成 7 年 10 月	丹生支店　竣工
平成 12 年 4 月	シルバーセンター　開設
平成 13 年 11 月	奥伊勢営農センター　開設
平成 14 年 4 月	多気営農センター　開設
平成 15 年 4 月	明和営農センター　開設 ファーマーズマーケット「スマイル」開設
平成 18 年 10 月	ファーマーズマーケット「スマイル」のブライトガーデン明和移転
平成 19 年 4 月	南明星支店、多気支店、津田支店、西外城田支店、丹生支店、波多瀬支店、川添支店、長ヶ支店、領内支店、大杉谷支店　閉店 （体制整備により１１支店に統合）
平成 19 年 8 月	セレモニーホール「虹のホール明和」　竣工
平成 21 年 8 月	旧佐奈支店跡をセレモニーホール「虹のホール多気」に改築
平成 21 年 12 月	ファーマーズマーケット「スマイル多気」　竣工 自然の味処「すまいる」　竣工
平成 25 年 3 月	上御糸支店　竣工
平成 27 年 2 月	シルバーセンター「すまいる」　竣工
平成 28 年 4 月	本店，葬祭センター　移設
平成 29 年 4 月	子会社「㈱多気郡アグリサポート」　設立
平成 30 年 6 月	明和給油所セルフスタンド化
平成 30 年 9 月	燃料センター、明和給油所、オートパルの複合施設「パルステーション」竣工
令和 元年 5 月	旧川添支店跡に大台支店を移設 大台東部支店　閉店（体制整備により１０支店に統合）
令和 元年 10 月	旧領内支店跡をセレモニーホール「虹のホール領内」に改装
令和 2 年 5 月	明和北支店　竣工 大淀支店、上御糸支店、下御糸支店　閉店（体制整備により８支店に統合）
令和 3 年 3 月	多気営農センター　事務所改装
令和 3 年 9 月	明和南支店　竣工 斎宮支店、明星支店　閉店（体制整備により 7 支店に統合）
令和 4 年 4 月	ガス・自動車事業を事業譲渡（㈱ＪＡ全農みえサービスへ） 明和給油所の燃料事業を事業移管（同上）
令和 4 年 10 月	佐奈支店改装および相可支店と統合し多気支店へ名称変更 勢和支店準基幹店化および多気勢和支店へ名称変更 相可支店　閉店（体制整備により５支店１準基幹店） 投資信託業務　開始
令和 5 年 4 月	奥伊勢営農Ｃみやがわ店を事業移管（㈱ツムキコーポレーションへ）
令和 5 年 10 月	宮川支店準基幹店化および大台宮川支店へ名称変更予定 （体制整備により４支店２準基幹店）

6. 事業の概況（令和4年度）

【営農指導事業・販売事業】

≪水　　稲≫

品質は白未熟粒や着色粒が散見され、1 等比率は例年より低下しました。

≪小　　麦≫

収穫は、6 月上旬より開始され降雨も少なく順調に行われ、平年並みの反収となりました。

≪大　　豆≫

初期生育の遅れも影響し、着莢も少なく、全体的に小粒傾向となり、平年よりやや少ない反収となりました。

≪蔬　　菜≫

春トマトは、販売高では昨年を上回りましたが、病害虫の発生により着色、玉揃いが悪く出荷量が減少しました。

伊勢いもは、昨年を上回る豊作となりました。秋冬野菜は、生育も順調に進み年内より出荷が開始されました。

≪果　　実≫

いちごは、定植の遅れもあり年内出荷量は例年に比べやや減少しました。

次郎柿は、出荷量は昨年を大幅に上回りましたが各産地とも豊作で、販売金額は、出荷当初より厳しい状況が続き、昨年を下回る結果となりました。

≪　茶　　≫

1番茶が暴落したことを受け、2番茶では大手2社が買い控えを宣言し、昨年に比べ低価格での取引となりました。秋番茶についても平年よりやや低い価格にて推移し、取引を終了しました。

≪畜　　産≫

昨今の物価高の影響を受け松阪牛の消費も落ち込み、例年に比べ低く推移しました。また小麦等輸入価格の上昇により配合飼料も上昇し、生産者にとって厳しい状況が続いています。

≪農 産 物 直 売 所≫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行いながら、販売イベントや特売デーを継続し、農水産物の販売促進を行いましたが、電気代等の高騰により、費用面で厳しい状態となりました。

≪食　　堂≫

旬の地元食材を使用した季節メニューにより、地場産農産物をPRしました。コロナ以前並みの来客数となり、復調の兆しも見られましたが、資材や原材料の高騰により厳しい舵取りとなりました。敷地内にあるスマイル多気店にて行っているお弁当等の販売も定着し、売上の底上げとなりました。

【信用事業】

≪貯　　金≫

夏・冬に定期貯金キャンペーンを行い、貯金残高の確保に取り組みました。相談会、各種特典・キャンペーンを活用し、年金・給与振込の獲得に努め、顧客基盤の強化を図りました。また、キャッシュレス社会に対応するJAカード・JAバンクアプリ・JAネットバンクの提案活動を行いました。年金友の会活動は、ゲートボール大会、ゴルフコンペ、グラウンドゴルフ大会を3年ぶりに開催しました。コンプライアンス遵守に努め、不祥事未然防止および内部統制による事務堅確化に取り組みました。

≪融　　資≫

農業融資においては、渉外担当2名を配置し、訪問活動、展示会への参加によりニーズの把握と相談機能の充実に努め、新型コロナウイルス感染症、世界的なインフレによる資材高騰の影響を受けた方へ円滑な資金対応を行い、利子補給、保証料助成を致しました。生活関連資金においても、住宅関連会社へのルートセールスの実践と、ライフイベントを踏まえた商品提案により、顧客基盤の形成に努めました。

≪運　　用≫

運用においては、債券・投資信託・株式等をバランスよく運用し収益性と安全性を考慮にいれ、安定した収益確保に努めました。

≪資産サポート≫

高齢者に対する資産相談業務として、相続相談・資産運用相談に取り組みました。また、投資信託等の情報提供と次世代層との関係強化に努めました。

【共済事業】

組合員・利用者の満足度向上に向けたコンプライアンス態勢の徹底を図り、全契約者への3Q訪問活動を実践し、新商品のご案内を踏まえた保障点検を行いました。自動車共済では、デジタル技術を活用した推進活動の強化、事務手続きの効率化に努めました。契約者の書類記入負荷軽減を目的としたキャッシュレス契約・ペーパーレス契約の取り組みを行いました。また、担当者の知識向上に努める為、定期的に研修会を開催しました。自動車事故対応では、JAに安心サポーターを配置し契約者向けサービスを迅速に対応しました。また、事故損害調査ではサービスセンター（県域組織）の専門職が適正に一括対応しました。

【購買事業】

≪生 産 資 材≫

資材価格が高騰する中、肥料高騰対策事業の取組実施者となり、事業の支援に取り組みました。また、事業分量配当の実施や土壌診断による施肥設計、銘柄集約による共同購入、農薬の大型規格化、相見積りによる仕入先の選定等コストの削減に取り組みました。

≪生 活 物 資≫

組合員・地域住民とJAをつなげる活動として、グルメ直行便や軽飲料水の販売に取り組みました。

≪葬 祭 事 業≫

地域・寺院の様式や慣例を重視し、地域から信頼される施工に努めました。また、新型コロナウイルス感染症対策を講じ、消毒・参列者数の制限等の施工を提案しました。

≪燃 料 事 業≫

㈱JA 全農みえサービスへのLPガス事業及び自動車事業の全部譲渡、並びに給油事業の一部経営委託を行いました。各給油所では、『感謝デー』『ポイントデー』にて利用者サービス・満足度向上に取り組みました。的確な配送サイクルにて定期配送を行い、利用者への安定した燃料供給に努めました。

≪農 業 機 械 事 業≫

安心・安全な点検サービスと迅速な修理サービスに取り組み、農繁期には休日対応等で利用者の利便性向上に努めました。また、農機展示会を実施し情報発信と、地域に密着した営業活動に取り組みました。

【生活指導・福祉事業】

≪生 活 指 導 事 業≫

女性部組織を基盤に安全・安心な地元産農産物を使った加工品づくり等、女性の視点を活かした活動を行いました。

≪福 祉 事 業≫

新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、住み慣れた地域で安全・安心な生活が継続できるように施設づくりを行いました。また、居宅介護支援による高齢者やご家族の相談に幅広く対応し支援を行いました。

～～対処すべき重要な課題～～

①信頼に応える農畜産物の生産・販売

消費者の信頼に応えていくため、生産から販売まで一貫した食の安全・安心を守る取り組みを強化します。

②経営の健全性確保と透明性の向上

リスク管理、コンプライアンスを重視し、経営の健全性、透明性の維持向上に取り組みます。
計画的な施設整備及び不稼働資産の有効活用を図り、経営の効率化に努めます。

③自己改革の実践

農業所得の増大、農業生産の拡大、地域の活性化に全力で取り組みます。

7. 地域貢献情報

●全般的事項

当組合は、多気郡明和町、多気町、大台町を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助(お互いに助け合い、お互いに発展していくこと)を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では資金を必要とする組合員の皆さま方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当組合は、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助けあいを通じた社会貢献に努めています。

組合員数	７，５３５人	出資金	１，４９７，８０４千円

●地域からの資金調達の状況

（１）貯金・定期積金残高　　１０６，６２９百万円

（２）貯金商品

種類	期間	預入額	商品の概要等
当座貯金	定めなし	1円以上	手形・小切手の決済用貯金
普通貯金	定めなし	1円以上	要求払い貯金
貯蓄貯金	定めなし	1円以上	金額階層別金利を適用
通知貯金	定めなし (7日間の据置)	5万円以上	払戻しにはあらかじめその日を予告・通知(2 日前)が必要
定期貯金	1ヶ月以上5年以内	1千円以上	満期日を定めて預入れ、原則満期日まで払戻しの出来ない期限付き貯金
定期積金	6ヶ月以上5年以内	1千円以上	一定金額を毎月一定の日に、一定期間掛け込むことを条件に一定の契約金額を支払う契約
財形貯金	3年以上	1千円以上	一般・住宅・年金(事業主との契約が必要)

●地域への資金供給の状況

（１）貸出金残高

（単位：百万円）

正組合員		4,346
准組合員		5,301
員外	地方公共団体	2,086
	地方公社等	－
	金融機関	3,500
	その他員外	519
	計	6,105
合　計		15,753

（２）制度融資取扱い状況

（単位：百万円）

資金名	残高	制度の概要等
農業経営近代化資金	264	農業経営の近代化を図るための資金
農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）	238	農業経営の運転資金

（３）融資商品

資金名	対象者	資金使途	商品の概要等
営農ローン	農業者	農業運転資金	効率的・安定的な農業経営を図るための資金
住宅ローン	一般	住宅	住宅の新築・増改築に必要な資金
マイカーローン	一般	自動車	自動車（2 輪含む）の購入、車検に必要な資金
多目的ローン	一般	生活資金	生活必需品等の購入に必要な資金
教育ローン	一般	入学・在学費用	お子様の教育に必要な資金
貯金担保貸付	一般	生活資金	ＪＡの定期性貯金を担保とします。
共済証書担保貸付	一般	生活資金	ＪＡ共済の積立金を担保とします。

●地域密着型金融への取組み

（１）農業者等の経営支援に関する取組基本方針

中小企業者等の経営支援に関しては、「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、新規貸付相談や貸付条件変更等の申し込みに対して、真摯かつ適切な対応に努めております。

また金融機関としてコンサルティング機能を充分に発揮できるよう、研修・セミナーの受講により担当者の能力向上に努めています。

（２）農業者等の経営支援に関する態勢整備

「金融円滑化にかかる基本方針」に基づき、管理責任者・担当者の設置および統括部署を明確化し、金融円滑化管理委員会の会議体において協議を行ない、その結果等を理事会に報告しています。

また、必要に応じて弁護士、税理士等外部専門家と連携し、経営支援を行なえるような態勢整備をしています。

（３）農山漁村等地域活性化のための融資を始めとする支援

三重県農業の基盤となる担い手育成確保を図るため、部門横断的な担い手対応部署のメンバーとして、担い手金融リーダーを配置し、営農事業、経済事業等と連携を図るとともに、担い手の資金調達対策等に対応しています。

（４）担い手の経営のライフステージに応じた支援

担い手の経営のライフステージ（就農（創業期）・発展期・成熟期・再生期・承継期）に応じた支援に取り組んでいます。

具体的には、農業経営資金等の各種農業資金、制度資金の提供、担い手の農業経営の負担軽減を目的としたJAバンク利子助成を実施しています。

（５）経営の将来性を見極める融資手法を始め担い手に適した資金供給手法の取組み

農業負債整理関係資金を提供するなど経営不振農家に対する経営支援等に取り組んでいます。なお、担い手への資金提供に際しては、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく、融資先の経営の将来性を見極める融資を行なうため、三重県農業信用基金協会等と連携し担い手支援に努めています。

●文化的・社会的貢献に関する事項

（１）文化的・社会的貢献に関する事項

＜地方公共団体への協力＞

地域社会のよりよい環境づくりと発展のため、市町村の行う地域の再開発や道路・学校・公園など公共施設の整備事業に対して、融資等を通じて積極的に協力しています。

＜地域への奉仕活動＞

「ふれあい」「感謝」をテーマに、学校給食へ管内農産物の提供、各支店を拠点とした地域の清掃活動（地域の環境保全、景観保全）等のボランティア活動や地域行事への参加、年金相談会の開催、弁護士による法律相談会の開催、日本赤十字社の献血への積極的参加等を行い組合員・地域の住民とのつながりを強化しました。

（２）利用者ネットワーク化への取り組み

≪年金友の会≫

当組合に年金振込をしていただいている方を対象に結成（平成２年）した組織

会員数　　：７，２０２名
活動内容　：ゴルフ大会、ゲートボール大会、グラウンドゴルフ大会の開催
　　マイクロバスによる直売所買い物ツアー、親睦旅行等の開催
　　※新型コロナウイルス感染症拡大防止により開催中止したものもありました。
特典　　：誕生月に記念品のプレゼント
　　定期貯金（１年もの）１００万円を限度とし、金利上乗せ
　　など

≪にじの会≫

趣旨　　：核家族、高齢化が進む中、福祉活動の一環として、組合員をはじめ、その家族または地域住民が介護を希望する人に対し、老後が安心して暮らせるよう福祉事業を展開し、地域貢献活動を強化する。
会員数　　：４７名
活動内容　：技術向上のための研修
　　ミニデイサービスの実施
　　ふらっとほーむの開設

（３）情報提供活動

＜ＪＡ多気郡広報誌「はばたき」の定期発行＞

当組合では、平成元年 10 月の合併以来、広報誌「はばたき」を毎月発行しております。本誌は当組合の活動のみならず、地元の行事・活動を紹介し、幅広い情報を提供していく中で、身近な広報誌として地域の皆様にご好評を頂いています。

＜ホームページの開設＞

当組合では、平成 10 年４月以来、ホームページを開設し、施設および事業内容、各種相談サービス等を紹介しています。

ホームページの URL は、https://www.ja-takigun.or.jp です。

8. リスク管理の状況

●リスク管理の体制等

【リスク管理基本方針】

はじめに

この方針は、当組合の業務運営にかかるリスク管理について、基本的な考え方、管理を要するリスクの特定、リスク管理の体制について定めるものである。

当組合の経営において、健全性維持や安定的な収益確保のために適切なリスク管理を行うことは、最重要課題のひとつであり、役職員はこの方針の趣旨および考え方に従いリスク管理を行う。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっている。当組合ではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じている。

1　基本的な考え方

(1)リスクの定義

当組合におけるリスクとは、経営に負の影響（何らかの損失）を与える事象が発生する可能性や、発生した場合の影響度合いをいう。当組合は、安定的な収益を確保するために不確実性を内包した様々な業務を行う必要があり、リスクを管理することは当組合にとっての本来業務である。

(2)リスク管理の目的

当組合においてリスクが顕在化し、その影響度合いが許容水準に照らして過大な場合には、当組合は、経営が不安定となり、農業振興と地域社会に貢献するという使命および役割を果たすことが困難な状態となる。当組合の経営にとって最も重要な課題は、こうした事態に陥らないよう健全性を維持し、安定的な収益を確保するためにリスクを適切に管理していくことであり、当組合におけるリスク管理とは、経営方針や事業計画の達成に向けて行う業務から生ずるリスクを、当組合として許容できるレベルまでコントロールし、そのために必要な施策を行うことである。

(3)リスク管理の進め方

当組合の経営をとりまく環境が多様化・複雑化している状況下では、経営の健全性維持を第一義に、様々なリスクの特性を踏まえ、対応を行うことが不可欠である。

リスク管理の進め方としては、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理を行うことにとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理を行う。

(4)リスク管理の方針

リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行う。

リスク量の計測が困難なリスクについては、その内容を定性的に分析し、業務上の統制をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化する。

2　環境変化への対応

(1)経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行う。

(2)リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえで、リスクコントロールを行う。

3　方針の検証と見直し

(1)経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実行性については、不断の検証を行う。

(2)前項を踏まえ、この方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行う。

【リスク管理への取組み】

(1)信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

(2)市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定した方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(3)流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当組合では、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

(5)事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

(6)システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当組合では、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

【リスク管理体制図】

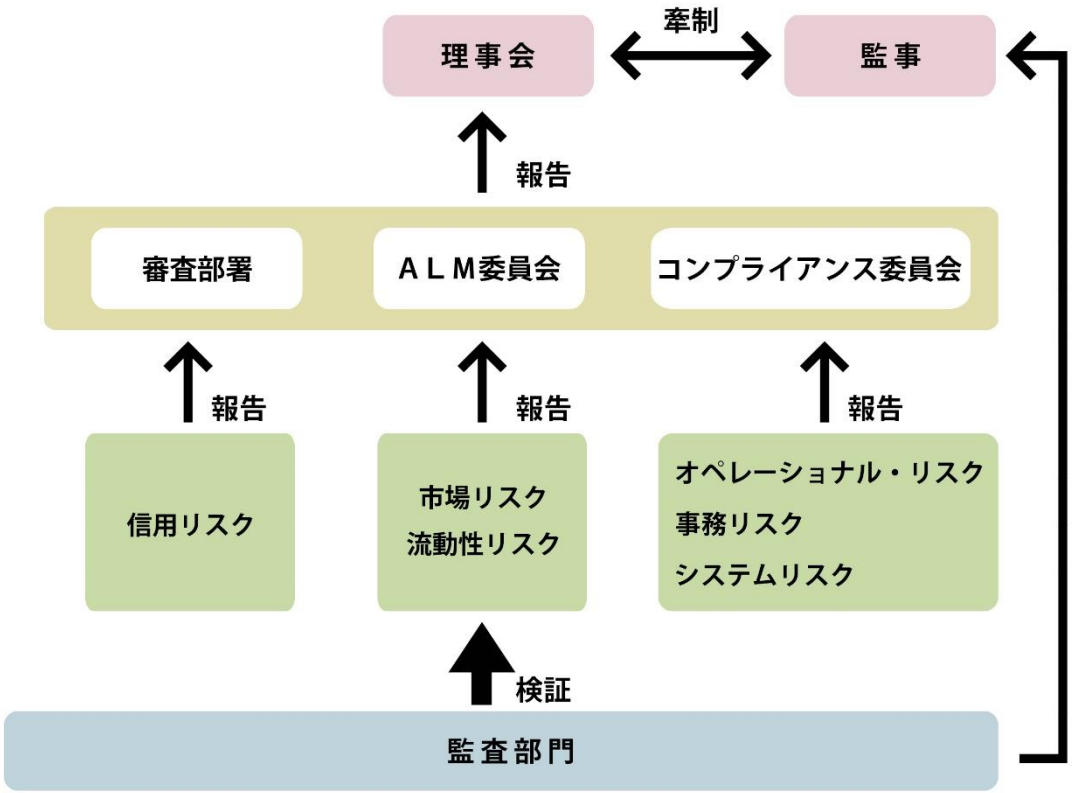

●法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、その徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

【コンプライアンス体制図】

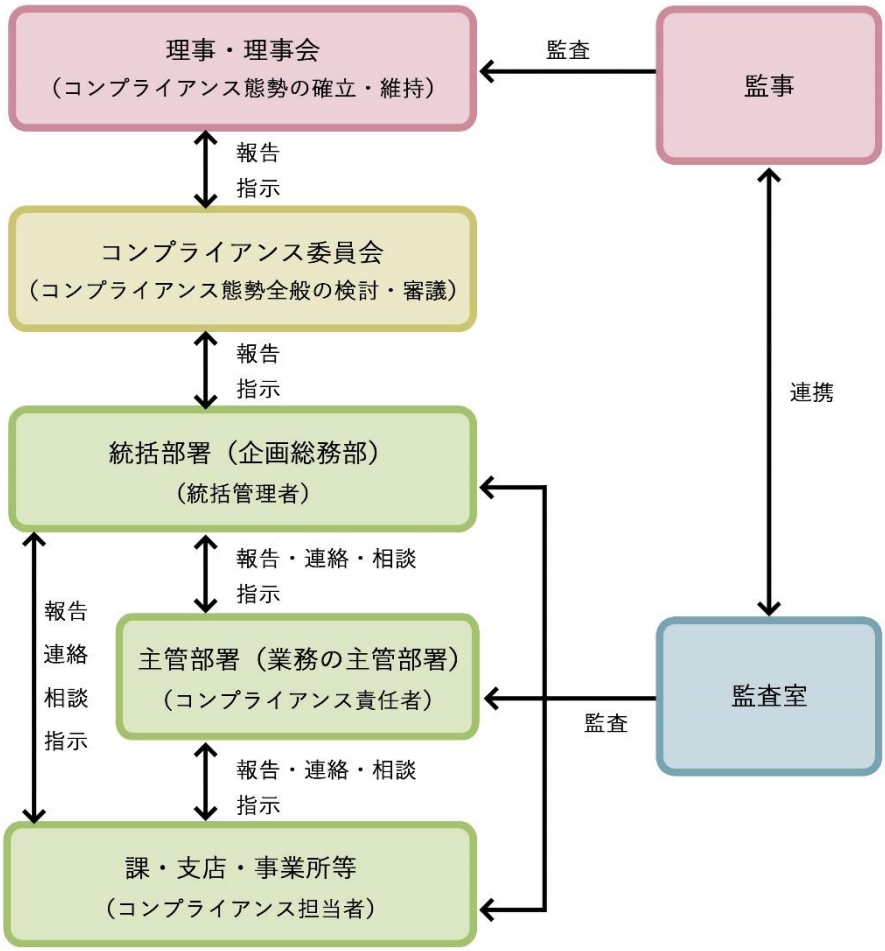

●反社会的勢力との取引排除

多気郡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年6月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を遵守し、反社会的勢力等に対して、次のとおり断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、公益財団法人暴力追放三重県民センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

●金融ＡＤＲ制度への対応

【苦情処理措置の内容】

当組合では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当組合の苦情等受付窓口

JA バンクの場合（本店　金融共済部　）
（電話番号:0596-52-0122　（9 時～17 時、金融機関の休業日を除く））

JA 共済の場合（本店　金融共済部　保全課）
（電話番号:0596-52-0125　（9 時～17 時、金融機関の休業日を除く））

JA バンク相談所でも、JA バンクに関するご相談・苦情をお受付しております。
（電話番号:03-6837-1359　（9 時～17 時、金融機関の休業日を除く））

また、JA 共済相談受付センターでは、相談・苦情等のほか、JA 共済全般に関するお問い合わせもお電話で受け付けております。
（電話番号:0120-536-093　（9 時～18 時（月～金曜日）、9 時～17 時（土曜日）、
日曜日、祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く））

【紛争解決措置の内容】

当組合では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・ 信用事業

弁護士会名(注)1	電話番号	受付時間
愛知県弁護士会紛争解決センター(※)	052-203-1777	月～金(祝日・年末年始除く) 10:00～16:00
公益財団法人民間総合調停センター (大阪府)	JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所)を通じてのご利用となります。	

＊利用に際しては当組合の苦情等受付窓口またはJAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話:03-6837-1359)にお申し出ください。なお,(※)の付いた弁護士会には、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

・ 共済事業

(一社)日本共済協会 共済相談所(電話:03-5368-5757)
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構
https://www.jibai-adr.or.jp/
(公財)日弁連交通事故相談センター
https://n-tacc.or.jp/
(公財)交通事故紛争処理センター
https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先(住所・電話番号)につきましては、上記ホームページをご覧いたただくか、当組合の苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

●内部監査体制

当組合では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

●金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の実施に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●金融円滑化にかかる基本的方針

多気郡農業協同組合（以下，「当組合」といいます。）は，農業者の協同組織金融機関として，「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を，「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け，当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し，その適切な業務の遂行に向け，以下の方針を定め，取組んでまいります。

1．当組合は，お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には，お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ，できる限り，柔軟に対応するよう努めます。
2．当組合は，事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み，お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また，役職員に対する研修等により，上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3．当組合は，お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には，お客さまの経験等に応じて，説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また，お断りさせていただく場合には，その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4．当組合は，お客さまからの，新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ，相談及び苦情については，公正・迅速・誠実に対応し，お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5．当組合は，お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み，東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて，関係する他の金融機関等（政府系金融機関等，信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また，これらの関係機関等から照会を受けた場合は，守秘義務に留意しつつ，お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6．当組合は，お客さまからの上述のような申込みに対し，円滑に措置をとることが出来るよう，必要な体制を整備いたしております。
具体的には，
（1）組合長以下，関係役員部長を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて，金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し，組織横断的に協議します。
（2）信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として，当組合全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（3）各支所に「金融円滑化管理担当者」を設置し，各支所における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7．当組合は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について，その適切性および有効性を定期的に検証し，必要に応じて見直しを行います。

●個人情報保護の取扱い方針

多気郡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1．関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的
当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。
ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。
3. 適正取得
当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者および委託先を適正に監督します。
なお、個人データとは、保護法第 16 条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第 16 条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い
当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。
6. 第三者提供の制限
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第 19 条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
8. 開示・訂正・利用停止等
当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第 16 条第4項に規定するデータをいいます。
9. 苦情窓口
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
10. 継続的改善
当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

多気郡農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、当組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●貸出運営についての考え方

地域の金融機関であるＪＡの使命は、地域の皆さまの幅広い金融ニーズにきめ細かく対応することによって、地域社会や産業の発展に貢献することと考えます。

9. 自己資本の状況

●自己資本比率の状況

当組合では、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、13．82％となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当組合の自己資本は、組合員の普通出資によっています。

当組合は、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当組合が抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

○普通出資による資本調達額

項目	内容
発行主体	多気郡農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,497 百万円（前年度 1,492 百万円）

10. 主要な業務の内容

●事業の内容

≪信用事業≫

貯金・融資・為替など銀行業務といわれる内容の業務を行っています。また、ＪＡ・三重県信連・農林中央金庫という三段階の組織が結びつき、地域の金融機関として組合員・利用者の皆様に幅広くご利用いただいております。

（１）貯金業務

組合員・地域の皆様からの貯金をお預かりし、着実な資金作りをお手伝いしております。当座貯金、普通貯金、総合口座（一般口・経済口）、定期貯金、定期積金などの各種貯金を、目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

（２）融資業務

農業者をはじめ組合員・地域の皆様に必要な各種資金をご融資しております。

（３）為替業務

全国のＪＡ・県信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当組合の窓口を通して振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしております。

（４）サービス・その他

当組合では、全国オンラインシステムを利用して、年金・給与などの各種自動受取、公共料金や税金などの各種自動支払や事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどをお取り扱いしております。また、全国のＪＡでの貯金の入出金や、銀行・信用金庫などでも出金のできるキャッシュサービスや、ネットバンクなど色々なサービスに努めております。

≪共済事業≫

ひと(終身共済、養老生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、介護共済など)
いえ（建物更生共済、火災共済）
くるま（自賠責共済、自動車共済など）
を軸に、さまざまなリスクに備えた共済を取り扱うことで、組合員・地域の皆様の暮らしをお守りしております。

≪購買事業≫

農業生産用資材（肥料、農薬、飼料など）の販売、生活用品・家電製品の販売、農機具の販売修理、石油類の販売、葬祭用品の販売などを低価格・安全・良品質に提供できるよう努めております。

また令和３年４月より、生鮮食料品を含めた幅広い品揃えの移動購買車「おとどけ丸」を導入し、過疎化の進む地域の生活インフラ維持に努めております。

≪販売事業≫

米穀（米・麦・大豆などの穀類)、青果物、畜産物の集荷及び販売を行っております。

≪保管事業≫

米穀の保管・管理を行っております。

≪営農指導事業≫

出向く営農指導を中心に、農業経営の技術・経営指導、農畜産物市場の情報提供、新しい作物（品種）や技術の導入等、組合員の営農支援のための活動を行っております。

≪生活指導事業≫

女性部組織を基盤に学校給食への食材提供、自給野菜づくり、安全・安心な地元産農産物を使った加工品づくり等、女性の視点を活かした活動を行い、地域の活性化に努めております。

≪介護事業≫

シルバーセンターすまいる（明和町）で居宅介護支援事業・訪問介護事業・小規模多機能事業・デイサービス事業を行っております。

≪利用・加工事業≫

ライスセンター、カントリーエレベーターの穀類乾燥調整施設をはじめ、各種苗の育苗施設、精米機など組合員・地域の皆様にご利用いただいております。また多気加工場では斎王味噌の加工販売を行っております。

●系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当組合の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

(1)「JAバンクシステム」のしくみ

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

(2)「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2022 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

(3)「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

(4)貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2022 年 3 月末現在で 4,627 億円となっています。

11. 経営の組織

●組織機構図

（令和５年６月 24 日現在）

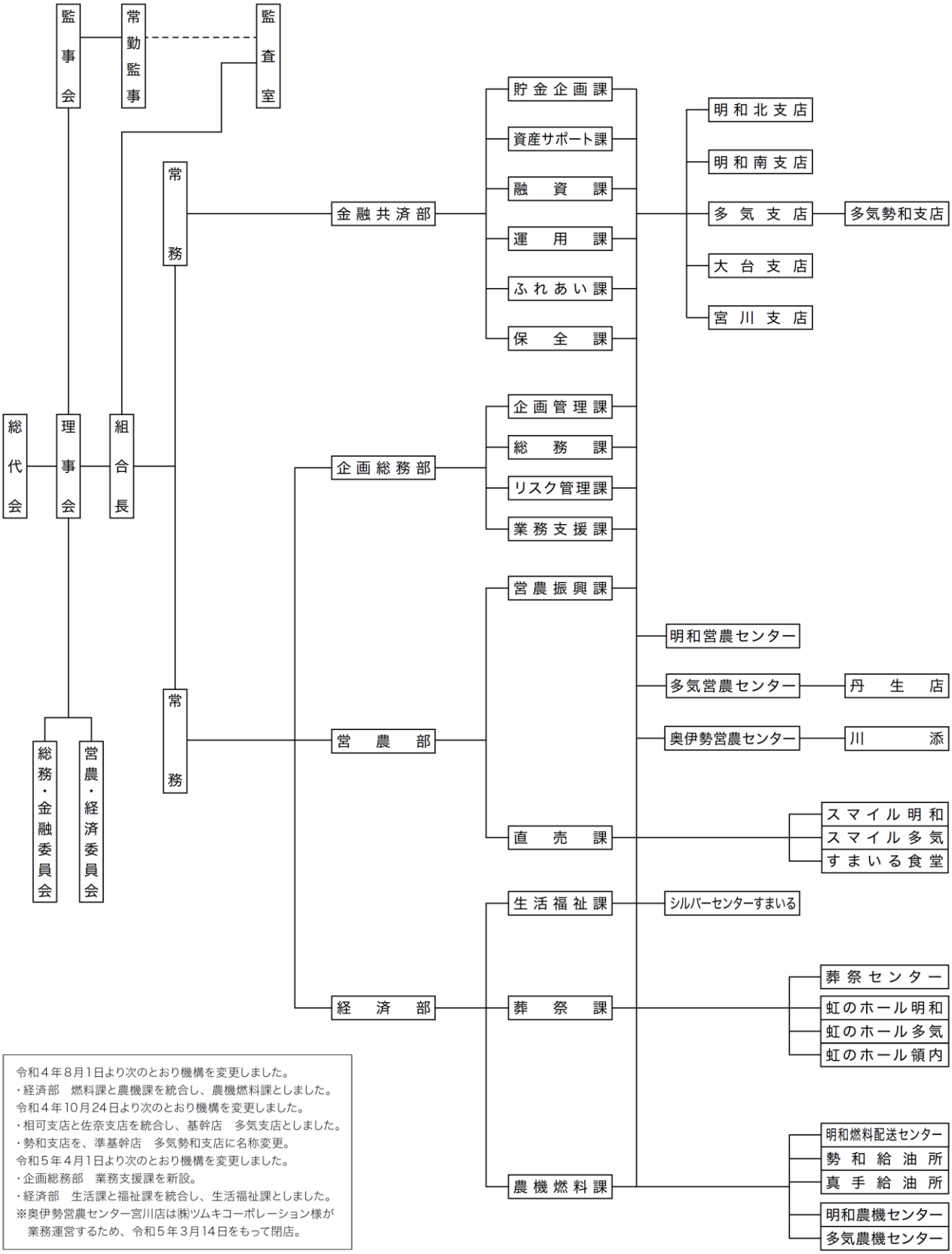

令和４年８月１日より次のとおり機構を変更しました。
・経済部　燃料課と農機課を統合し、農機燃料課としました。
令和４年10月24日より次のとおり機構を変更しました。
・相可支店と佐奈支店を統合し、基幹店　多気支店としました。
・勢和支店を、準基幹店　多気勢和支店に名称変更。
令和５年４月１日より次のとおり機構を変更しました。
・企画総務部　業務支援課を新設。
・経済部　生活課と福祉課を統合し、生活福祉課としました。
※奥伊勢営農センター宮川店は㈱ツムキコーポレーション様が
　業務運営するため、令和５年３月14日をもって閉店。

●組合員数

（単位：人）

	令和３年度末	令和４年度末	増　減
正組合員数	5,195	5,068	△127
個　人	5,168	5,039	△129
法　人	27	29	2
准組合員数	2,485	2,467	△18
個　人	2,467	2,451	△16
法　人	18	16	△2
合　計	7,680	7,535	△145

●組合員組織の状況

組織名	構成員数
農家実行組合	285 組合
青壮年部	18 名
女性部	577 名
稲作部会	53 名
苺部会	29 名
みかん部会	43 名
柿部会	139 名
伊勢いも部会	19 名
茶部会	35 名
ハウス部会	12 名
肉牛肥育部会	7 名
施設部会	5 名
白ねぎ部会	16 名
年金友の会	7,202 名
にじの会	47 名
奥伊勢えごま倶楽部	52 名
麦部会	25 名
大豆部会	16 名

●地区一覧

３町 ――――― 明和町、多気町、大台町

12. 役員構成

（令和５年６月末現在）

役　員	氏　名	役　員	氏　名
代表理事組合長	西井　正	理事	藪本　良
常務理事	細渕　則一	〃	板谷　和浩
常務理事	奥田　元康	〃	中井　啓悟
理事	田端　保正	〃	米田　達弥
〃	西村　光弘	〃	尾家　良美
〃	小川　久司	〃	髙橋　千里
〃	渡邉　裕	代表監事	大松　隆
〃	田端　学	常勤監事	中谷　英樹
〃	髙橋　幸照	監事	湯谷　静也
〃	中野　修	〃	鈴木　正人
〃	川口　伸介	〃	小竹　行哉

13. 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和５年６月現在）

所在地　　東京都港区芝 5-29-11　G-BASE 田町 14 階

14. 事務所の名称及び所在地

店舗名	住　　所	電話番号	ATM 設置台数
本　　店	多気郡明和町大字斎宮 1831-21	0596-52-0121	1 台
明和北支店	多気郡明和町大字行部 525-1	0596-55-5102	1 台
明和南支店	多気郡明和町大字上野 77-6	0596-52-6700	1 台
多気支店	多気郡多気町四神田 340-2	0598-39-3126	1 台
多気勢和支店	多気郡多気町古江 1295	0598-49-2015	1 台
大台支店	多気郡大台町上楠 221-1	0598-83-2611	1 台
宮川支店	多気郡大台町江馬 294-2	0598-76-1150	1 台

（店舗外ＡＴＭ設置台数５台）

店舗名	住　　所	電話番号	ATM 設置台数
ＡＴＭコーナー大淀 （旧大淀支店）	多気郡明和町大字大淀甲 2553	0596-55-5102 （明和北支店）	1 台
ＡＴＭコーナー相可 （旧相可支店）	多気郡多気町相可 182-1	0598-39-3126 （多気支店）	1 台
丹生店	多気郡多気町丹生 1804-1	0598-49-2015 （多気勢和支店）	1 台
ＡＴＭコーナー大台東部 （旧大台東部支店）	多気郡大台町栃原 1683-2	0598-83-2611 （大台支店）	1 台
ＡＴＭコーナー大杉谷 （旧大杉谷支店）	多気郡大台町岩井 633-1	0598-76-1150 （宮川支店）	1 台

15. 直近の2事業年度における財産の状況

●貸借対照表

（単位：千円）

資産の部	令和３年度	令和４年度
1 信用事業資産	108,240,457	106,717,985
(1)現金	281,026	288,847
(2)預金	76,414,234	75,423,561
系統預金	74,409,864	72,921,617
系統外預金	2,004,369	2,501,943
(3)金銭の信託	1,236,264	1,347,724
(4)有価証券	14,688,445	13,751,981
国債	1,336,170	1,281,730
地方債	3,019,710	2,607,900
社債	8,708,703	8,394,460
株式	127,127	191,871
受益証券	1,216,381	958,784
投資証券	280,353	317,235
(5)貸出金	15,471,990	15,753,062
(6)その他の信用事業資産	149,144	154,074
未収収益	101,160	100,183
その他の資産	47,984	53,891
(7)貸倒引当金	△648	△1,267
2 共済事業資産	6,498	5,181
(1)その他の共済事業資産	6,498	5,181
3 経済事業資産	1,201,456	1,227,047
(1)経済事業未収金	952,982	973,789
(2)経済受託債権	102,862	101,137
(3)棚卸資産	124,008	135,315
購買品	113,515	124,839
その他の棚卸資産	10,492	10,476
(4)その他の経済事業資産	23,801	24,372
(5)貸倒引当金	△2,198	△7,567
4 雑資産	184,973	183,453
5 固定資産	2,703,647	2,637,797
(1)有形固定資産	2,690,673	2,623,720
建物	3,852,097	3,898,677
構築物	642,260	641,239
機械装置	691,564	631,783
土地	750,915	716,013
リース資産	11,359	10,614
建設仮勘定	54,502	－
その他の有形固定資産	260,712	259,436
減価償却累計額	△3,572,736	△3,534,044
(2)無形固定資産	12,973	14,077
6 外部出資	3,971,529	3,980,529
(1)外部出資	3,980,529	3,980,529
系統出資	3,890,365	3,890,365
系統外出資	81,164	81,164
子会社等出資	9,000	9,000
(2)外部出資等損失引当金	△9,000	－
7 繰延税金資産	135,854	276,360
資産の部合計	116,444,415	115,028,355

負債･純資産の部	令和３年度	令和４年度
1 信用事業負債	108,116,703	106,877,716
(1)貯金	107,962,432	106,629,448
(2)その他の信用事業負債	154,270	248,268
未払費用	28,397	24,296
その他の負債	125,873	223,971
2 共済事業負債	460,577	470,325
(1)共済資金	290,639	296,227
(2)未経過共済付加収入	169,710	173,847
(3)その他の共済事業負債	226	249
3 経済事業負債	155,288	149,091
(1)経済事業未払金	130,560	129,028
(2)経済受託債務	24,727	20,062
4 雑負債	196,697	176,896
(1)未払法人税等	36,793	28,231
(2)リース債務	4,555	1,804
(3)資産除去債務	10,906	11,025
(4)その他の負債	144,441	135,835
5 諸引当金	643,691	638,441
(1)賞与引当金	54,259	53,626
(2)退職給付引当金	440,784	444,546
(3)役員退職慰労引当金	9,849	15,569
(4)特例業務負担金引当金	138,799	124,700
負債の部合計	109,572,956	108,312,471
1 組合員資本	6,444,873	6,667,315
(1)出資金	1,492,356	1,497,804
(2)資本準備金	6,479	6,479
(3)利益剰余金	4,964,740	5,177,117
利益準備金	1,542,686	1,558,686
その他利益剰余金	3,422,054	3,618,431
電算積立金	259,000	259,000
信用基盤強化積立金	561,147	561,147
営農施設整備積立金	300,000	300,000
経営安定対策積立金	1,220,000	1,320,000
特別積立金	633,237	633,237
当期未処分剰余金	448,669	545,046
（うち当期剰余金）	(79,424)	(243,720)
(4)処分未済持分	△18,702	△14,085
2 評価・換算差額等	426,584	48,568
(1)その他有価証券評価差額金	426,584	48,568
純資産の部合計	6,871,458	6,715,884
負債及び純資産の部合計	116,444,415	115,028,355

●損益計算書

（単位：千円）

科　目	令和３年度	令和４年度
1 事業総利益	1,859,770	1,795,270
事業収益	3,623,146	3,283,353
事業費用	1,763,375	1,488,083
(1)信用事業収益	1,049,617	1,064,501
資金運用収益	883,789	882,969
(うち預金利息)	(508,978)	(495,548)
(うち有価証券利息)	(191,039)	(193,606)
(うち貸出金利息)	(164,732)	(175,089)
(うちその他受入利息)	(19,039)	(18,724)
役務取引等収益	27,874	29,850
その他事業直接収益	44,522	35,123
その他経常収益	93,431	116,558
(2)信用事業費用	107,487	102,483
資金調達費用	32,085	27,028
(うち貯金利息)	(31,030)	(25,674)
(うち給付補塡備金繰入)	(270)	(188)
(うち借入金利息)	(4)	(−)
(うちその他支払利息)	(780)	(1,164)
役務取引等費用	20,903	19,927
その他経常費用	54,497	55,527
(うち貸倒引当金繰入額)	(−)	(618)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△84)	(−)
信用事業総利益	942,130	962,017
(3)共済事業収益	509,589	474,191
共済付加収入	467,639	437,803
共済その他手数料	38,435	33,187
保険代理店手数料	3,204	2,863
その他の収益	309	337
(4)共済事業費用	42,668	39,142
共済推進費	24,968	22,748
共済保全費	6,297	4,260
その他の費用	11,402	12,133
共済事業総利益	466,921	435,049
(5)購買事業収益	1,474,608	1,135,514
購買品供給高	1,283,140	1,018,836
購買手数料	100,081	38,075
修理サービス料	39,549	20,506
その他の収益	51,836	58,096
(6)購買事業費用	1,166,063	894,269
購買品供給原価	1,070,449	837,035
購買品供給費	4,377	3,387
修理サービス費	1,578	560
その他の費用	89,659	53,287
(うち貸倒引当金繰入額)	(−)	(4,491)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△167)	(−)
購買事業総利益	308,544	241,245
(7)販売事業収益	74,384	77,418
販売手数料	41,468	40,892
その他の収益	32,916	36,525
(8)販売事業費用	23,530	22,475
その他の費用	23,530	22,475
(うち貸倒引当金繰入額)	(−)	(877)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△115)	(−)
販売事業総利益	50,853	54,943

科　目	令和３年度	令和４年度
(9)保管事業収益	27,849	26,467
(10)保管事業費用	9,544	10,499
保管事業総利益	18,305	15,968
(11)加工事業収益	6,590	7,006
(12)加工事業費用	998	1,100
加工事業総利益	5,592	5,905
(13)利用事業収益	348,274	352,106
(14)利用事業費用	339,751	340,724
利用事業総利益	8,523	11,382
(15)介護事業収益	130,990	145,250
(16)介護事業費用	59,045	62,025
介護事業総利益	71,945	83,224
(17)その他事業収益	220	202
(18)その他事業費用	120	116
その他事業総利益	99	85
(19)指導事業収入	3,363	2,500
(20)指導事業支出	16,508	17,052
指導事業収支差額	△13,144	△14,552
2 事業管理費	1,641,765	1,609,319
(1)人件費	1,106,231	1,076,586
(2)業務費	173,602	175,105
(3)諸税負担金	64,583	64,018
(4)施設費	291,765	288,805
(5)その他事業管理費	5,581	4,803
事業利益	218,005	185,951
3 事業外収益	72,658	85,965
(1)受取雑利息	99	82
(2)受取出資配当金	49,969	42,480
(3)賃貸料	1,396	9,068
(4)雑収入	21,193	34,334
4 事業外費用	14,106	△3,020
(1)寄付金	398	3,129
(2)雑損失	4,707	2,849
(3)外部出資等損失引当金繰入額	9,000	−
(4)外部出資等損失引当金戻入益	−	△9,000
経常利益	276,557	274,937
5 特別利益	17,733	55,902
(1)固定資産処分益	7,733	55,902
(2)一般補助金	10,000	−
6 特別損失	188,501	29,274
(1)固定資産処分損	24,583	12,289
(2)減損損失	163,407	16,664
(3)その他特別損失	510	320
税引前当期利益	105,790	301,564
法人税、住民税及び事業税	64,218	56,899
法人税等調整額	△37,852	945
法人税等合計	26,366	57,844
当期剰余金	79,424	243,720
当期首繰越剰余金	369,245	301,326
当期未処分剰余金	448,669	545,046

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

●キャッシュ・フロー計算書

（単位：千円）

科目	令和３年度	令和４年度
１　事業活動によるキャッシュ･フロー		
税引前当期利益	105,790	301,564
減価償却費	150,443	135,649
減損損失	163,407	16,664
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△367	5,987
外部出資等損失引当金の増減額（△は減少）	9,000	△9,000
賞与引当金の増減額（△は減少）	△734	△632
退職給付引当金の増減額（△は減少）	7,413	3,761
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	5,720	5,720
特例業務負担金引当金の増減額（△は減少）	△5,063	△14,099
信用事業資金運用収益	△931,483	△951,117
信用事業資金調達費用	32,085	27,028
受取雑利息及び受取出資配当金	△50,068	△42,563
有価証券関係損益（△は益）	△78,030	△48,677
固定資産売却損益（△は益）	16,850	△43,612
その他の損益（△は益）	17,651	12,796
（信用事業活動による資産及び負債の増減）		
貸出金の純増（△）減	△877,697	△281,072
預金の純増（△）減	1,500,000	1,100,000
貯金の純増減（△）	△218,507	△1,332,984
信用事業借入金の純増減（△）	△295	－
その他の信用事業資産の純増（△）減	8,136	△5,230
その他の信用事業負債の純増減（△）	△48,523	98,287
（共済事業活動による資産及び負債の増減）		
共済資金の純増減（△）	9,855	5,587
未経過共済付加収入の純増減（△）	4,494	4,137
その他の共済事業資産の純増（△）減	△448	1,316
その他の共済事業負債の純増減（△）	△88	22
（経済事業活動による資産及び負債の増減）		
受取手形及び経済事業未収金の純増（△）減	82,115	△20,807
経済受託債権の純増（△）減	11,930	1,724
棚卸資産の純増（△）減	△2,194	△11,307
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△）	△17,596	△1,531
経済受託債務の純増減（△）	195	△4,664
その他の経済事業資産の純増（△）減	435	△570
（その他の資産及び負債の増減）		
その他の資産の純増（△）減	9,768	△8,047
その他の負債の純増減（△）	△11,222	16,575
未収消費税等還付金の純増（△）減	△9,938	10,137
信用事業資金運用による収入	933,557	952,064
信用事業資金調達による支出	△50,759	△31,964
事業の利用分量に対する配当金の支払額	△8,962	△9,571
小　　計	756,870	△118,428
雑利息及び出資配当金の受取額	50,503	41,992
法人税等の支払額	△47,296	△65,461

科目	令和３年度	令和4年度
２　投資活動によるキャッシュ･フロー		
有価証券の取得による支出	△2,901,621	△2,240,446
有価証券の売却による収入	2,164,616	2,283,606
有価証券の償還による収入	326,638	399,791
金銭の信託の増加による支出	△273,000	△162,983
金銭の信託の減少による収入	170,364	74,247
固定資産の取得による支出	△376,824	△129,592
固定資産の処分による収入	△5,819	73,318
リース資産の処分による収入	315	744
外部出資の売却等による収入	3,955	－
投資活動によるキャッシュ･フロー	**△891,376**	**298,685**
３　財務活動によるキャッシュ･フロー		
リース債務の返済による支出	△2,789	△2,750
出資の増額による収入	67,740	48,927
出資の払戻しによる支出	△32,670	△64,043
持分の取得による支出	△6,807	△18,702
持分の譲渡による収入	6,807	18,702
出資配当金の支払額	△21,772	△21,772
財務活動によるキャッシュ･フロー	**10,807**	**△39,639**
４　現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	**△120,492**	**117,148**
５　現金及び現金同等物の期首残高	**495,753**	**375,261**
６　現金及び現金同等物の期末残高	**375,261**	**492,409**

事業活動によるキャッシュ・フロー	760,076	△141,897

●注記表等＜令和３年度＞

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（１）満期保有目的の債券･･･償却原価法（定額法）

（２）子会社株式･･･移動平均法による原価法

（３）その他有価証券

① 時価のあるもの･･･期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）

② 市場価格のない株式等･･･移動平均法による原価法

2.　金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3.　棚卸資産の評価基準及び評価方法

（１）購買品（数量管理）･･･総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（２）購買品（売価管理）･･･売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（３）その他の棚卸資産（原材料･貯蔵品）･･･最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4.　固定資産の減価償却の方法

（１）　有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。なお、耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の方法によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

（２）　無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）での定額法により償却しています。

（３）　リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5.　引当金の計上基準

（１）　貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却･引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ･フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ･フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,429千円です。

（2） 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（3） 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（4） 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（5） 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（6） 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

6. 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日改正）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日改正）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② **販売事業**

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③ **保管事業**

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④ **加工事業**

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤ **利用事業**

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・機械銀行・加工場・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥ **介護福祉事業**

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦ **指導事業**

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「０」で表示をしています。

9. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（1）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

（2）米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については当組合が再委託した全農県本部が販売を行いプール計算にて「ＪＡ共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料等を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

（3）預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業未収金に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益 その他の収益に計上しております。

なお、素牛の受入高については、損益計算書の購買品供給原価に、素牛の供給高については、購買品供給高に計上しております。

（4）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

II　会計方針の変更に関する注記

1.　当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

（1）**代理人取引に係る収益認識**

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買事業収益及び購買事業費用が867,627千円減少し、利用事業収益及び利用事業費用が263,953千円減少しております。これにより、事業収益及び事業費用が1,131,580千円減少しております。

2.　「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III　会計上の見積りに関する注記

1.　**固定資産の減損**

（1）**当事業年度の計算書類に計上した金額**　　163,407千円

（2）**会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報**

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和4年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

Ⅳ　貸借対照表に関する注記

1.　固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は276,728千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類	圧縮額
建　　物	77,906
構　築　物	88,363
機械装置	104,714
工具器具備品	5,745

2.　リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、ＪＡＳＴＥＭの端末・周辺機器、共済システムの端末・周辺機器及び業務用車輌等があります。

3.　担保に供している資産

為替決済の取引の担保として、定期預金1,250,000千円を設定しています。

4.　子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額　32,859千円
子会社に対する金銭債務の総額　10,275千円

5.　債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は24,972千円、危険債権額は105,682千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は130,655千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅴ　損益計算書に関する注記

1.　子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

（1）子会社との取引による収益総額　32,609千円
　　うち事業取引高　31,736千円
　　うち事業取引以外の取引高　872千円
（2）子会社との取引による費用総額　33,861千円
　　うち事業取引高　33,556千円
　　うち事業取引以外の取引高　305千円

2.　減損会計に関する事項

（1）資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場　所	用　途	種　類	その他
葬祭センター	営業用店舗	土地及び建物、構築物	業務用固定資産
虹のホール多気	営業用店舗	土地及び建物、構築物	
虹のホール領内	営業用店舗	土地及び建物、構築物、器具備品	
真手給油所	営業用店舗	土地	
丹生経済店舗	営業用店舗	土地及び建物、器具備品、リース動産	
宮川経済店舗	営業用店舗	車輌運搬具	
自然の味処　すまいる食堂	営業用店舗	建物及び構築物、機械装置、器具備品、無形固定資産	
アグリサポート多気	賃貸資産	土地及び機械装置	業務外固定資産
明和給油所	賃貸資産	土地及び建物、構築物、機械装置、器具備品	
旧波多瀬支店	賃貸資産	建物	
旧相可コインランドリー	遊休資産	土地	
旧本店職員駐車場	遊休資産	土地	
旧食材センター	遊休資産	土地	
大台東部経済店舗	遊休資産	土地	

（2）減損損失の認識に至った経緯

業務用固定資産については当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

業務外固定資産の内、アグリサポート多気、明和給油所、旧波多瀬支店の資産は賃貸用固定資産として使用しておりますが、使用価値が帳簿価額まで達しないため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

また、旧相可コインランドリー、旧本店職員駐車場、旧食材センターの資産は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

さらに、大台東部経済店舗資産は店舗集約により遊休資産となることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

（3）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

葬祭センター	368千円	（土地125千円、建物186千円、構築物57千円）
虹のホール多気	113千円	（土地95千円、建物15千円、構築物3千円）
虹のホール領内	15,307千円	（土地2,957千円、建物11,589千円、構築物701千円、器具備品59千円）
真手給油所	52千円	（土地52千円）
丹生経済店舗	23,164千円	（土地12,744千円、建物10,055千円、器具備品167千円、リース動産196千円）
宮川経済店舗	2,189千円	（車輌運搬具2,189千円）
自然の味処 すまいる食堂	5,088千円	（建物934千円、構築物12千円、機械装置35千円、器具備品959千円、無形固定資産3,145千円）
アグリサポート多気	771千円	（土地1千円、機械装置769千円）
明和給油所	110,892千円	（土地14,393千円、建物64,837千円、構築物25,660千円、機械装置3,940千円、器具備品2,060千円）
旧波多瀬支店	19千円	（建物19千円）
旧相可コインランドリー	26千円	（土地26千円）
旧本店職員駐車場	640千円	（土地640千円）
旧食材センター	279千円	（土地279千円）
大台東部経済店舗	4,491千円	（土地4,491千円）
合　計　163,407千円		（土地35,808千円、建物87,637千円、構築物26,435千円、機械装置4,745千円、車輌運搬具2,189千円、器具備品3,247千円、リース動産196千円、無形固定資産3,145千円）

（4）回収可能価額の算定方法

旧波多瀬支店の固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は10.30%です。

その他の固定資産の回収可能価額は正味売却可能価額を採用しており、その時価は固定資産税評価額に基づき算定しております。

3. 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、2,712千円の棚卸評価損が含まれています。

Ⅵ　金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,757,197千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

（1）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	76,414,234	76,518,359	104,124
有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	457,148	57,148
その他有価証券	14,288,445	14,288,445	－
貸出金	15,471,990		
貸倒引当金（＊1）	△ 648		
貸倒引当金控除後	15,471,342	15,855,332	383,991
資産計	**106,574,021**	**107,119,286**	**545,264**
貯金	107,962,432	107,962,736	304
負債計	**107,962,432**	**107,962,736**	**304**

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

投資信託は、公表されている基準価格、または、取引金融機関等から提示された価格によっており、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用しています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資（＊1）	3,980,529
外部出資等損失引当金	△ 9,000
外部出資等損失引当金控除後	3,971,529
合　計	3,971,529

（＊1）外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2019年７月４日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（4）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預金	74,414,234	—	—	—	—	2,000,000
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	100,000	300,000	259,166	387,570	1,481,580	11,068,418
貸出金（＊1、2）	1,359,516	889,581	808,464	1,759,731	711,483	9,900,321
合　計	75,873,750	1,189,581	1,067,631	2,147,301	2,193,063	23,368,739

（＊1）貸出金のうち、当座貸越169,675千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
（＊2）貸出金のうち、3ヶ月以上延滞の生じている債権42,891千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（5）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金（＊1）	84,584,927	9,437,864	11,350,889	2,143,588	445,161	—
合　計	84,584,927	9,437,864	11,350,889	2,143,588	445,161	—

（＊1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ　有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

（1）満期保有目的の債券で時価のあるもの

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	400,000	457,148	57,148
合　計		400,000	457,148	57,148

（2）その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国　債	499,655	568,630	68,974
	地方債	2,699,730	3,019,710	319,979
	社　債	6,500,459	6,739,503	239,043
	株　式	51,701	66,499	14,797
	受益証券	498,117	539,208	41,090
	投資証券	139,895	144,951	5,056
	小　計	10,389,560	11,078,502	688,942
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　債	796,705	767,540	△ 29,165
	社　債	1,600,000	1,569,200	△ 30,800
	株　式	65,943	60,628	△ 5,315
	受益証券	740,073	677,173	△ 62,900
	投資証券	143,250	135,401	△ 7,848
	小　計	3,345,972	3,209,942	△ 136,029
合　計		13,735,532	14,288,445	552,913

なお、上記差額から繰延税金負債150,558千円を差し引いた額402,355千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
国　　債	506,328	4,690	—
社　　債	813,794	18,279	—
株　　式	72,552	3,929	—
受 益 証 券	457,554	29,717	271
投 資 証 券	195,587	21,551	—
合　　計	2,045,815	78,169	271

3. 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

（1）その他の金銭の信託

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,236,264	1,202,967	33,296
合　　計	1,236,264	1,202,967	33,296

なお、上記差額から繰延税金負債9,066千円を差し引いた額24,229千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅷ　退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

(1)　期首における退職給付引当金	433,370
(2)　退職給付費用	76,513
(3)　退職給付の支払額	△ 38,911
(4)　年金資産への拠出金	△ 30,187
(5)　期末における退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	440,784

2. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

(1)　退職給付債務	934,963
(2)　年金資産	△ 494,178
(3)　未積立退職給付債務(1)+(2)	440,784
(4)　退職給付引当金(3)	440,784

3. 退職給付に関連する損益

（単位：千円）

(1)　勤務費用	76,513
(2)　退職給付費用（1）	76,513

IX　税効果会計に関する注記

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産（A）	296,288
退職給付引当金	120,025
減価償却超過	109,041
一括償却資産超過	399
賞与引当金	14,774
賞与引当に係る未払社会保険料	2,477
特例業務負担金引当金	37,794
貸出金未収利息	123
役員退職慰労引当金	2,681
外部出資等損失引当金	2,450
棚卸資産（収益性低下分）	738
未払事業税	4,005
減損損失（土地）	56,317
資産除去債務	2,969
中央会賦課金	4,271
繰延資産	700
外部出資評価損	1,076
リース動産	116
減損損失（無形固定資産）	856
評価性引当額	△ 64,532
繰延税金負債（B）	△ 160,432
全農外部出資（みなし配当）	△ 488
資産除去債務（固定資産増加額）	△ 320
その他有価証券評価差額金	△ 159,624
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	**135,854**

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

（単位：%）

法定実効税率	27.23
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.67
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 9.62
事業分量配当	△ 2.46
住民税均等割等	2.99
評価性引当額の増減	10.73
法人税額の特別控除	△ 1.50
その他	△ 4.12
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.92

X　収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（6）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

（単位：千円）

現金及び預金勘定	76,695,261
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	76,320,300
現金及び現金同等物	375,261

●注記表等＜令和４年度＞

Ⅰ　重要な会計方針に係る事項に関する注記

1.　有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（１）満期保有目的の債券･･･償却原価法（定額法）

（２）子会社株式･･･移動平均法による原価法

（３）その他有価証券

① 時価のあるもの･･･期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法、売却原価は移動平均法）

② 市場価格のない株式等･･･移動平均法による原価法

2.　金銭信託の評価基準及び評価方法

金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記1の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに期末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

3.　棚卸資産の評価基準及び評価方法

（１）購買品（数量管理）･･･総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（２）購買品（売価管理）･･･売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（３）その他の棚卸資産（原材料･貯蔵品）･･･最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

4.　固定資産の減価償却の方法

（１）　有形固定資産（リース資産を除く）については定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

（２）　無形固定資産（リース資産を除く）については定額法を採用しています。なお、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）での定額法により償却しています。

（３）　リース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

5.　引当金の計上基準

（１）　貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却･引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

なお、1,000万円以下の破綻懸念先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権のうち正常先およびその他の要注意先に対する債権については、1年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。また、要管理先に対する債権については、3年間の貸倒実績率の過去3算定期間の平均値に基づき算出した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

（２） 賞与引当金は、職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

（３） 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

（４） 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

（５） 外部出資等損失引当金は、当組合の外部出資先への出資に係る損失に備えるため、出資形態が株式のものについては有価証券の評価と同様の方法により、株式以外のものについては貸出債権と同様の方法により、必要と認められる額を計上しています。

（６） 特例業務負担金引当金は、特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

６． 収益及び費用の計上基準

収益認識にかかる計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する、主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① **購買事業**

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

② **販売事業**

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

③　保管事業

組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しております。

④　加工事業

組合員が生産した農畜産物を原料に、缶詰・飲料・加工食品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑤　利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・機械銀行・加工場・農産物直売所等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑥　介護福祉事業

要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

⑦　指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。

7.　消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

8.　計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示をしています。

9.　その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

（1）事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

（２）米共同計算

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っております。

そのうち、米については販売を当組合が再委託した全国農業協同組合連合会三重県本部が行いプール計算を行う「ＪＡ共同計算」を行っております。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する立替金及び販売品の販売委託者に支払った概算金を計上しております。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売代金（前受金を含む）を計上しております。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（概算金、販売手数料、倉庫保管料、運搬費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っております。

（３）預託家畜

当組合は、預託家畜事業を実施しており、組合員が肥育している素牛の購入費用相当額については、当組合から当該組合員への債権を、貸借対照表の経済事業資産 その他経済事業資産に計上しております。なお、当該素牛の所有権は担保のため当組合に留保しております。

当組合は、当該債権について所定の金利を受け取り、利息相当額は損益計算書の購買事業収益その他の収益に計上しております。

なお、素牛の受入高と供給高については、純額で損益計算書の購買手数料に計上しております。

（４）当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、利用事業収益のうち、当組合が代理人として販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、利用事業収益として表示しております。

Ⅱ　会計方針の変更に関する注記

1.　当組合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III　会計上の見積りに関する注記

1.　固定資産の減損

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額　　16,664千円

（2）会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価格を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年3月に作成した場所別損益計画を基礎として算出しており、当該計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV　貸借対照表に関する注記

1.　固定資産の圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は276,730千円であり、その内訳は、次のとおりです。

（単位：千円）

種　類	圧縮額
建　物	77,906
構　築　物	88,363
機　械　装　置	104,714
工具器具備品	5,745

2.　リース契約により使用する重要な固定資産（資産の部に計上したものを除く）

貸借対照表上に計上した固定資産の他、リースにより使用している重要な資産として、JASTEMの端末・周辺機器、共済システムの端末・周辺機器及び業務用車輌等があります。

3.　担保に供している資産

為替決済の取引の担保として、定期預金1,250,000千円を設定しています。

4.　子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額　41,694千円

子会社等に対する金銭債務の総額　25,296千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ（2）（ｉ）から（iv）までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は56,495千円、危険債権額は86,155千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は142,651千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅴ 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

（1）子会社等との取引による収益総額		55,429千円
	うち事業取引高	53,773千円
	うち事業取引以外の取引高	1,656千円
（2）子会社等との取引による費用総額		46,437千円
	うち事業取引高	45,899千円
	うち事業取引以外の取引高	538千円

2. 減損会計に関する事項

（1）**資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要**

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、事業所ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店については、独立したキャッシュ・フローを産み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しております。

カントリーエレベーター、ライスセンター等をはじめとする農業関連事業施設については、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与するため、共用資産として認識しております。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下の通りです。

場　所	用　途	種　類	その他
真手給油所	営業用店舗	土地	業務用固定資産
アグリサポート明和	賃 貸 資 産	構築物、機械装置、器具備品	業務外固定資産
勢和育苗センター	賃 貸 資 産	土地及び建物、構築物	業務外固定資産

（２）減損損失の認識に至った経緯

真手給油所については、当該店舗の事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

アグリサポート明和、勢和育苗センターの資産は賃貸用固定資産として使用しておりますが、事業利益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価格を回収可能額まで減額しその差額を減損損失として認識しました。

（３）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

真手給油所	1,541千円	（土地1,541千円）
アグリサポート明和	10,479千円	（構築物223千円、機械装置10,157千円、器具備品98千円）
勢和育苗センター	4,643千円	（土地4,097千円、建物310千円、構築物236千円）
合　計	16,664千円	（土地5,638千円、建物310千円、構築物459千円、機械装置10,157千円、器具備品98千円）

（４）回収可能価額の算定方法

真手給油所、アグリサポート明和、勢和育苗センターの固定資産の回収可能価額については使用価値を採用しており、適用した割引率は8.73%です。

3.　棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、3,212千円の棚卸評価損が含まれています。

Ⅵ　金融商品に関する注記

1.　金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を三重県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、満期保有目的及び純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店にリスク管理課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。

（市場リスクに係る定量的情報）

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.0%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,501,035千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

（１）金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等については、次表には含めておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
預金	75,423,561	75,482,420	58,858
有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	428,817	28,817
その他有価証券	13,351,981	13,351,981	－
貸出金	15,753,062		
貸倒引当金（＊1）	△1,267		
貸倒引当金控除後	15,751,795	15,990,411	238,616
資産計	**104,927,338**	**105,253,630**	**326,291**
貯金	106,629,448	106,591,708	△37,740
負債計	**106,629,448**	**106,591,708**	**△37,740**

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

（２）金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

（３）市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは（１）の金融商品の時価情報には含まれていません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額
外部出資	3,980,529
合　計	3,980,529

（４）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	72,923,561	—	—	—	—	2,500,000
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	400,000
その他有価証券のうち満期があるもの	200,000	182,930	479,600	1,486,440	700,000	10,027,050
貸出金（＊1、2）	1,352,816	858,568	1,817,264	768,039	700,660	10,206,676
合　計	74,476,378	1,041,498	2,296,864	2,254,479	1,400,660	23,133,726

（＊1）貸出金のうち、当座貸越172,410千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付ローンについては「5年超」に含めています。
（＊2）貸出金のうち、三月以上延滞の生じている債権49,036千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

（５）有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（＊1）	84,210,166	10,043,689	11,691,994	375,045	308,551	—
合　計	84,210,166	10,043,689	11,691,994	375,045	308,551	—

（＊1）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ　有価証券に関する注記

1．有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

（1）満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	200,000	230,824	30,824
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	200,000	197,993	△2,007
合　　計		400,000	428,817	28,817

（2）その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国　　債	499,703	556,890	57,186
	地 方 債	2,399,796	2,607,900	208,103
	社　　債	3,399,986	3,520,840	120,853
	株　　式	125,012	149,412	24,400
	受益証券	134,758	134,910	151
	投資証券	55,422	58,311	2,889
	小　計	6,614,679	7,028,263	413,583
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　　債	796,830	724,840	△71,990
	社　　債	4,690,932	4,473,620	△217,312
	株　　式	44,616	42,459	△2,157
	受益証券	902,748	823,874	△78,873
	投資証券	291,451	258,924	△32,527
	小　計	6,726,579	6,323,717	△402,861
合　　計		13,341,259	13,351,981	10,722

なお、上記差額から繰延税金負債2,919千円を差し引いた額7,802千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2．当期中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益	売却損
国　　債	301,581	2,061	―
地 方 債	321,419	21,456	―
社　　債	1,108,307	8,307	―
株　　式	11,520	650	―
受益証券	497,920	17,452	―
投資証券	43,400	3,298	―
合　　計	2,284,147	53,225	―

3. 保有目的区分を変更した有価証券

当期中に保有目的を変更した満期保有目的の債券はありません。

4. 有価証券の減損処理

当年度中において、5,286千円減損処理を行っています。

時価のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、当該差額を減損処理しています。

なお、減損処理にあたっては、当期末における時価が取得原価または償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

5. 金銭の信託の保有目的区分別の内訳

（1）その他の金銭の信託

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	1,347,724	1,291,704	56,020

なお、上記差額から繰延税金負債15,254千円を差し引いた額40,765千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

Ⅷ　退職給付に関する注記

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。またこの制度に加えて同規程に基づく退職給付の一部に充てるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度、全国農林漁業団体共済会との契約による農林漁業団体職員退職給付金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

1. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

(1)　期首における退職給付引当金	440,784
(2)　退職給付費用	68,772
(3)　退職給付の支払額	△ 35,059
(4)　年金資産への拠出金	△ 29,951
(5)　期末における退職給付引当金(1)+(2)+(3)+(4)	444,546

2. 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

(1)　退職給付債務	951,180
(2)　年金資産	△ 506,634
(3)　未積立退職給付債務(1)+(2)	444,546
(4)　退職給付引当金(3)	444,546

3. 退職給付に関連する損益

（単位：千円）

(1)　勤務費用	68,772
(2)　退職給付費用（1）	68,772

IX　税効果会計に関する注記

1.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

（単位：千円）

繰延税金資産	
退職給付引当金	121,049
減価償却超過	104,699
一括償却資産超過	199
賞与引当金	1,439
賞与引当に係る未払社会保険料	14,602
特例業務負担金引当金	2,497
貸出金未収利息	33,955
役員退職慰労引当金	129
外部出資等損失引当金	4,239
棚卸資産（収益性低下分）	874
未払事業税	3,611
減損損失（土地）	44,786
資産除去債務	3,002
中央会賦課金	9,089
繰延資産	1,301
外部出資評価損	1,076
リース動産	49
減損損失（無形固定資産）	856
繰延税金資産小計（A）	347,460
評価性引当額（B）	△ 52,164
繰延税金資産合計（A）+（B）=（C）	**295,296**
繰延税金負債	
全農外部出資（みなし配当）	△ 488
資産除去債務（固定資産増加額）	△ 273
その他有価証券評価差額金	△ 18,174
繰延税金負債小計（D）	△ 18,936
繰延税金資産の純額（C）+（D）	**276,360**

2.　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因

（単位：%）

法定実効税率	27.23
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.73
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.31
事業分量配当	△ 1.26
住民税均等割等	1.05
評価性引当額の増減	△ 4.10
法人税額の特別控除	△ 0.05
その他	△ 1.11
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.18

X　収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記（Ⅰ－６）収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI キャッシュ・フロー計算書に関する注記

1. 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

(単位:千円)

現金及び預金勘定	75,712,409
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	75,220,000
現金及び現金同等物	492,409

●剰余金処分計算書

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度
１ 当期未処分剰余金	448,669	545,046
２ 剰余金処分額	147,343	186,023
(1)利益準備金	16,000	50,000
(2)任意積立金	100,000	100,000
経営安定対策積立金	100,000	100,000
(3)出資配当金（年率）	21,772 (1.5%)	22,021 (1.5%)
(4)事業分量配当金	9,571	14,002
３ 次期繰越剰余金	301,326	359,022

注１）事業利用分量配当金の基準は、以下のとおりです。

・令和３年度　　肥料農薬購買金額に対して３％の割合です。

・令和４年度　　肥料農薬購買金額に対して４％の割合です。

注２）次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業に充てるための繰越額が含まれております。

・令和３年度　20,000 千円　　・令和４年度　20,000 千円

注３）任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。

名　称　　経営安定対策積立金

積立目的　新たな会計基準（税効果会計、時価会計、退職給付会計及び減損会計等）の適用、資産の償却及び有価証券の価格下落等による負担の増加に対応し、組合経営の安定および健全な発展を図ることを目的とする。

積立基準目標額　この積立金の目標額は 20 億円とし、目標額に達するまで剰余金処分の方法により計画的に積立てる。

取崩基準　目標額に達しない場合であっても、次の事象が生じた場合に理事会の決議により必要と認めた額を取り崩す。

①　新たな会計基準等への対応等により、多額の損失が生じた場合
②　債権等資産の償却及び固定資産の減損処理により、多額の損失が生じた場合
③　有価証券の運用により、多額の損失が生じた場合
④　繰延税金資産の取り崩しにより、多額の損失が生じた場合

●部門別損益計算書（令和３年度）

（単位：千円）

区　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,757,069	1,049,617	509,589	2,031,638	1,156,436	9,787	
事業費用 ②	2,897,298	107,487	42,668	1,801,457	933,115	12,569	
事業総利益 ③（①－②）	1,859,770	942,130	466,921	230,180	223,321	△ 2,782	
事業管理費 ④	1,641,765	597,069	349,338	264,015	361,983	69,358	
（うち人件費 ⑤）	(1,106,231)	(375,281)	(254,183)	(175,619)	(248,250)	(52,896)	
（うち減価償却費 ⑥）	(150,443)	(48,709)	(29,833)	(30,365)	(39,802)	(1,731)	
※うち共通管理費 ⑦		109,473	48,400	26,559	33,092	6,285	△ 223,811
（うち人件費 ⑧）		(77,461)	(34,247)	(18,792)	(23,415)	(4,447)	(△ 158,364)
（うち減価償却費 ⑨）		(14,755)	(6,523)	(3,579)	(4,460)	(847)	(△ 30,167)
事業利益 ⑩（③－④）	218,005	345,060	117,583	△ 33,834	△ 138,662	△ 72,141	
事業外収益 ⑪	72,658	41,352	21,499	3,743	5,121	942	
※うち共通分 ⑫		6,310	2,789	1,530	1,907	362	△ 12,901
事業外費用 ⑬	14,106	6,555	2,426	1,575	3,085	462	
※うち共通分 ⑭		1,025	453	248	310	58	△ 2,096
経常利益 ⑮（⑩＋⑪－⑬）	276,557	379,857	136,656	△ 31,667	△ 136,627	△ 71,661	
特別利益 ⑯	17,733	8,674	3,834	2,104	2,622	498	
※うち共通分 ⑰		8,674	3,834	2,104	2,622	498	△ 17,733
特別損失 ⑱	188,501	13,212	5,918	30,757	137,877	734	
※うち共通分 ⑲		12,785	5,652	3,101	3,864	734	△ 26,138
税引前当期利益 ⑳（⑮＋⑯－⑱）	105,790	375,319	134,572	△ 60,320	△ 271,882	△ 71,897	
営農指導事業分配賦額 ㉑		27,171	17,999	13,429	13,297	△ 71,897	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益 ㉒（⑳－㉑）	105,790	348,148	116,572	△ 73,750	△ 285,180		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

（注1）

上記、部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益2,342千円、事業費用2,342千円）を除去した額を記載し、収益認識に関する会計基準にしたがい、代理人取引相当額（事業収益1,131,580千円、事業費用1,131,580千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

（注2）

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（１）共通管理費等　（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均値

（２）営農指導事業　（均等割＋事業総利益割）の平均値

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：%）

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	48.9%	21.6%	11.9%	14.8%	2.8%	100.0%
営農指導事業	37.8%	25.0%	18.7%	18.5%		100.0%

３．部門別の資産

（単位：千円）

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	計
事業別の総資産	108,850,649	425,396	1,480,321	836,722	15,899	4,835,426	116,444,415
総資産（共通資産配分後）※	111,215,816	1,471,082	2,054,135	1,551,690	151,690		116,444,415
（うち固定資産）	(875,369)	(536,138)	(545,709)	(715,304)	(31,124)		(2,703,647)

※共通資産の他部門への配分基準

（人頭割＋人件費・減価償却費を除いた事業管理費割＋事業利益割）の平均値

●部門別損益計算書（令和４年度）

（単位：千円）

区　分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	4,313,797	1,064,501	474,191	2,039,005	727,510	8,588	
事業費用 ②	2,518,527	102,483	39,142	1,803,909	560,572	12,418	
事業総利益③（①－②）	1,795,270	962,017	435,049	235,095	166,937	△ 3,830	
事業管理費 ④	1,609,319	596,712	345,176	277,767	322,540	67,122	
（うち人件費 ⑤）	(1,076,586)	(371,317)	(245,255)	(179,288)	(230,297)	(50,426)	
（うち減価償却費⑥）	(135,649)	(48,318)	(30,198)	(32,443)	(22,619)	(2,068)	
※うち共通管理費⑦		121,273	62,435	50,106	48,476	7,252	△ 289,544
（うち人件費⑧）		83,660	43,071	34,566	33,441	5,003	(△ 199,742)
（うち減価償却費⑨）		17,184	8,847	7,100	6,869	1,027	(△ 41,029)
事業利益⑩（③－④）	185,951	365,305	89,872	△ 42,671	△ 155,602	△ 70,952	
事業外収益 ⑪	85,965	39,464	27,302	7,807	9,675	1,715	
※うち共通分 ⑫		8,669	4,463	3,581	3,465	518	△ 20,697
事業外費用 ⑬	△ 3,020	△ 710	△ 1,145	△ 236	△ 1,046	118	
※うち共通分 ⑭		307	158	127	123	18	△ 734
経常利益⑮（⑩＋⑪－⑬）	274,937	405,480	118,320	△ 34,627	△ 144,880	△ 69,355	
特別利益 ⑯	55,902	23,374	12,033	9,752	9,343	1,397	
※うち共通分 ⑰		23,374	12,033	9,657	9,343	1,397	△ 55,807
特別損失 ⑱	29,274	9,887	5,501	8,576	4,818	490	
※うち共通分 ⑲		8,200	4,221	3,388	3,277	490	△ 19,578
税引前当期利益⑳（⑮＋⑯－⑱）	301,564	418,967	124,852	△ 33,451	△ 140,356	△ 68,447	
営農指導事業分配賦額 ㉑		26,856	16,831	13,028	11,731	△ 68,447	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益㉒（⑳－㉑）	301,564	392,111	108,021	△ 46,479	△ 152,087		

※⑦、⑫、⑭、⑰、⑲は、各事業に直課できない部分

（注1）

上記、部門別損益計算書の事業収益、事業費用の「計」欄は、各事業の収益、費用の合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益（事業収益1,806千円、事業費用1,806千円）を除去した額を記載し、収益認識に関する会計基準にしたがい、代理人取引相当額（事業収益1,028,637千円、事業費用1,028,637千円）を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

（注2）

１．共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

（１）共通管理費等　（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均値

（２）営農指導事業　（均等割＋事業総利益割）の平均値

２．配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）

（単位：％）

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	41.9%	21.6%	17.3%	16.7%	2.5%	100.0%
営農指導事業	39.2%	24.6%	19.0%	17.2%		100.0%

３．部門別の資産

（単位：千円）

区　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通資産	計
事業別の総資産	107,323,406	420,366	1,572,082	453,417	20,234	5,238,848	115,028,355
総資産（共通資産配分後）※	109,517,657	1,550,036	2,478,686	1,330,513	151,462		115,028,355
（うち固定資産）	(939,593)	(587,227)	(630,896)	(439,860)	(40,219)		(2,637,797)

※共通資産の他部門への配分基準

（人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業総利益割）の平均値

●財務諸表の正確性に係る確認

確認書

① 私は、令和４年４月１日から令和５年３月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。

② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。

・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和5年7月25日
多気郡農業協同組合
代表理事組合長　西井　正

●会計監査人の監査

令和３年度及び令和４年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

16. 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●最近 5 年間の主要な経営指標

（単位：百万円、人、％）

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益(事業収益)	4,931	5,014	4,842	4,757	4,313
信用事業収益	1,191	1,103	1,083	1,049	1,064
共済事業収益	543	507	503	509	474
農業関連事業収益	1,846	2,124	2,104	2,031	2,039
その他事業収益	1,350	1,279	1,150	1,166	736
経常利益	392	240	337	276	274
当期剰余金	160	122	244	79	243
出資金	1,450	1,453	1,465	1,492	1,497
(出資口数)	(483,496)	(484,604)	(488,455)	(497,452)	(499,268)
純資産額	6,766	6,551	6,951	6,871	6,715
総資産額	113,840	115,657	116,784	116,444	115,028
貯金等残高	105,034	107,358	108,180	107,962	106,629
貸出金残高	11,614	12,870	14,594	15,471	15,753
有価証券残高	14,317	14,653	14,415	14,688	13,751
剰余金配当金額	31	31	30	31	36
・出資配当の額	21	21	21	21	22
・事業利用分量配当の額	10	9	8	9	14
正職員数	169 人	170 人	163 人	155 人	154 人
常雇的臨時雇用者	67 人	59 人	54 人	81 人	80 人
単体自己資本比率	13.79%	13.55%	13.38%	13.15%	13.82%

注１）経常収益（事業収益）は、各事業の収益の合計値を記載しております。一方、損益計算書の事業収益については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部収益(令和 4 年度：1,806 千円)を除去した額を記載し、収益認識に関する会計基準にしたがい、代理人取引相当額(令和 4 年度：1,028,637 千円)を除去した額を記載しています。よって、両者は一致しておりません。

注２）当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。

注３）信託業務の取り扱いは行っておりません。

注４）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（18 年金融庁・農水省告示第 2 号）に基づき算出しております。

注５）令和３年度より、フルタイム勤務のパート・アルバイト・派遣等は常雇的臨時雇用者へ含んでいます（季節雇用者等は除く）。

17. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

●利益総括表

（単位：百万円、％）

		令和３年度	令和４年度	増　減
資金運用収支	注１	851	855	4
役務取引等収支	注２	6	9	2
その他信用事業収支	注３	83	96	12
信用事業粗利益	注４	903	901	△2
（信用事業粗利益率）	注５	(0.83)	(0.83)	(0)
事業粗利益	注６	1,910	1,769	△140
（事業粗利益率）	注７	(1.59)	(1.47)	(△0.12)
事業純益	注８	268	159	△109
実質事業純益	注９	268	160	△108
コア事業純益	注10	224	125	△98
コア事業純益 （投資信託解約損益を除く。）	注11	239	149	△90

注１）　資金運用収支 ＝ 資金運用収益－資金調達費用
注２）　役務取引等収支 ＝ 役務取引等収益－役務取引等費用
注３）　その他信用事業収支 ＝（その他事業直接収益＋その他経常収益）－（その他事業直接費用＋その他経常費用）
注４）　信用事業粗利益 ＝ 信用事業収益（その他経常利益を除く。）－信用事業費用（その他経常費用を除く。）＋金銭の信託見合費用
注５）　信用事業粗利益率 ＝信用事業粗利益 ÷ 信用事業資産（債務保証見返除く）平均残高 × 100
注６）　事業粗利益 ＝ 事業総利益 － 信用事業に係るその他経常収益 － 信用事業以外に係るその他の収益 ＋ 信用事業に係るその他経常費用 ＋ 信用事業以外に係るその他の費用 ＋ 事業外収益の受取出資配当金 ＋ 金銭の信託運用見合費用
注７）　事業粗利益率 ＝ 事業粗利益 ÷ 総資産平均残高（債務保証見返り除く）× 100
注８）　事業純益 ＝ 事業粗利益 － 事業管理費 － 一般貸倒引当金繰入額
注９）　実質事業純益 ＝ 事業純益 ＋ 一般貸倒引当金繰入額
注１０）コア事業純益 ＝ 実質事業純益 － 国債等債権関係損益
注１１）コア事業純益（投資信託解約損益を除く。）＝コア事業純益 － 投資信託解約損益

●資金運用収支の内訳

（単位：百万円、％）

	令和３年度			令和４年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	107,568	864	0.80%	108,113	864	0.80%
うち預金	77,403	508	0.66%	76,859	495	0.64%
うち有価証券	15,083	191	1.27%	15,222	193	1.27%
うち貸出金	15,081	164	1.09%	16,031	175	1.09%
資金調達勘定	108,744	31	0.03%	109,017	25	0.02%
うち貯金・定積	108,744	31	0.03%	109,017	25	0.02%
うち借入金	△0	0	△5.93%	△0	－	－
総資金利ざや			0.23%			0.23%

注１）総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）
注２）資金運用勘定の利息欄の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。
注３）借入金平均残高について、令和３年度は△６７千円、令和４年度は△９６千円です。
注４）借入金利息について、令和３年度は４千円です。

●受取・支払利息の増減額

（単位：百万円）

	令和３年度増減額	令和４年度増減額
受取利息	△25	△0
うち預金	△21	△13
うち有価証券等	△11	2
うち貸出金	7	10
支払利息	△22	△5
うち貯金	△22	△5
うち借入金	△0	△0
差　引	△3	4

注１）増減額は前年度対比です。
注２）受取利息の預金には、信連からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。
注３）受取利息の令和４年度増減額は△８２０千円です。
注４）支払利息 うち借入金の令和３年度増減額は△６千円、令和４年度増減額は△４千円です。

●貯金に関する指標

▼科目別貯金平均残高

（単位：百万円、％）

	令和３年度		令和４年度		増　減
流動性貯金	34,513	(31.7)	36,820	(33.7)	2,306
定期性貯金	74,210	(68.2)	72,163	(66.1)	△2,047
その他の貯金	20	(0.0)	34	(0.0)	13
計	108,744	(100.0)	109,017	(100.0)	272
譲渡性貯金	－	(－)	－	(－)	－
合　計	108,744	(100.0)	109,017	(100.0)	272

注１）流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
注２）定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
注３）（　　）内は構成比です。

▼定期貯金残高

（単位：百万円、％）

	令和３年度	令和４年度	増　減
定期貯金	72,030（100.0）	68,536(100.0)	△3,493
うち固定自由金利定期	72,030（100.0）	68,536(100.0)	△3,493
変動自由金利定期	－　(0.0)	－　(0.0)	－

注１）固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金
注２）変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金
注３）（　　）内は構成比です。

●貸出金等に関する指標

▼科目別貸出金平均残高　（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	増　減
手形貸付	259	250	△9
証書貸付	11,710	11,831	121
当座貸越	170	172	2
割引手形	－	－	－
金融機関貸付	2,941	3,776	835
合　　計	15,081	16,031	949

▼貸出金の金利条件別内訳残高　（単位：百万円、％）

	令和3年度		令和4年度		増　減
固定金利貸出	8,283	(53.5)	7,224	(45.8)	△1,059
変動金利貸出	5,518	(35.6)	6,355	(40.3)	837
その他	1,670	(10.7)	2,172	(13.7)	502
合　　計	15,471	(100.0)	15,753	(100.0)	281

注）（　　）内は構成比です。

▼貸出金の担保別内訳残高　（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	増　減
貯金等	153	131	△21
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	52	45	△6
計	206	177	△28
農業信用基金協会保証	4,121	4,078	△43
その他保証	5,315	5,899	584
計	9,436	9,977	540
信用	5,829	5,598	△231
合　　計	15,471	15,753	281

▼債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

▼貸出金の使途別内訳残高　（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	増　減
農業経営近代化資金	213	264	50
その他制度資金	－	－	－
農業資金	651	666	14
うち農業設備資金	296	305	9
うち農業運転資金	355	361	5
事業資金	2,689	2,414	△274
うち事業設備資金	419	372	△46
うち事業運転資金	2,270	2,042	△228
生活資金	8,238	8,747	509
うち住宅関連資金	7,775	8,273	498
うち生活関連資金	463	474	11
その他資金	3,678	3,658	△20
合　　計	15,471	15,753	281

▼業種別の貸出金残高　（単位：百万円、％）

	令和3年度		令和4年度		増　減
農業	1,128	(7.2)	1,165	(7.3)	36
林業	44	(0.2)	42	(0.2)	△2
水産業	46	(0.3)	51	(0.3)	4
製造業	1,790	(11.5)	1,959	(12.4)	168
鉱業	61	(0.3)	62	(0.3)	1
建設業	799	(5.1)	795	(5.0)	△4
不動産業	70	(0.4)	65	(0.4)	△4
電気・ガス・熱供給・水道業	75	(0.4)	68	(0.4)	△6
運輸・通信業	595	(3.8)	506	(3.2)	△88
卸売・小売業・飲食店	576	(3.7)	529	(3.3)	△47
サービス業	2,261	(14.6)	2,459	(15.6)	198
金融・保険業	3,666	(23.6)	3,720	(23.6)	53
地方公共団体	2,323	(15.0)	2,086	(13.2)	△236
その他	2,032	(13.1)	2,240	(14.2)	207
合　　計	15,471	(100.0)	15,753	(100.0)	281

注）（　　）内は構成比です。

▼主要な農業関係の貸出金残高

１） 営農類型別

（単位：千円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　減
農業	851,011	919,179	68,167
穀作	298,288	300,766	2,477
野菜・園芸	41,356	69,323	27,967
果樹・樹園農業	51,330	54,216	2,885
工芸作物	33,132	72,718	39,585
養豚・肉牛・酪農	289,545	287,565	△1,980
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	137,358	134,590	△2,767
農業関連団体等	－	－	－
合計	851,011	919,179	68,167

注１）農業関係の貸出金とは，農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
なお、上記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注２）「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

注３）「農業関連団体等」には、ＪＡや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

２） 資金種類別

〔貸出金〕

（単位：千円）

種　　類	令和3年度	令和4年度	増　減
プロパー資金	336,454	324,055	△12,399
農業制度資金	514,557	595,123	80,566
農業近代化資金	213,985	264,798	50,813
その他制度資金	300,572	330,325	29,753
合　計	851,011	919,179	68,167

注１）プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

注２）農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで信連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注３）その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーＳ資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

●農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分			債権額	保全額			
				担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		前年度	24	0	24	0	24
		当年度	56	2	54	0	56
危険債権		前年度	105	5	100	0	105
		当年度	86	0	86	0	86
要管理債権		前年度	—	—	—	—	—
		当年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	前年度	—	—	—	—	—
		当年度	—	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	前年度	—	—	—	—	—
		当年度	—	—	—	—	—
小　　計		前年度	130	5	124	0	130
		当年度	142	2	140	0	142
正常債権		前年度	15,354				
		当年度	15,624				
合　　計		前年度	15,484				
		当年度	15,766				

注)1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権:破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注)2. 危険債権:債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注)3. 要管理債権:4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注)4. 三月以上延滞債権:元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注)5. 貸出条件緩和債権:債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注)6. 正常債権:債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

●経営諸指標

▼利益率　（単位：％）

	令和３年度	令和４年度	増　減
総資産経常利益率	0.23	0.22	△0.01
資本経常利益率	4.33	4.26	△0.07
総資産当期純利益率	0.06	0.20	0.14
資本当期純利益率	1.24	3.77	2.53

▼貯貸率・貯証率　（単位：％）

		令和３年度	令和４年度	増　減
貯貸率	期末	14.33	14.77	0.44
	期中平均	13.86	14.70	0.84
貯証率	期末	14.75	14.16	△0.59
	期中平均	13.87	13.96	0.09

●貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区　　分	令和３年度					令和４年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	0	0	－	0	0	0	1	－	0	1
（うち信用事業）	0	0	－	0	0	0	1	－	0	1
（うち共済事業）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち購買事業）	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0
（うち販売事業）	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0
個別貸倒引当金	2	2	－	2	2	2	7	－	2	7
（うち信用事業）	0	0	－	0	0	0	0	－	0	0
（うち購買事業）	2	1	－	2	1	1	6	－	2	6
（うち販売事業）	0	0	－	0	0	0	1	－	0	1
合　計	3	2	－	3	2	2	8	－	2	8

●貸出金償却の額

該当する取引はありません。

●内国為替取扱実績

（単位：件、千円）

種類		令和3年度		令和4年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	17,812	150,547	32,816	164,237
	金額	12,487,097	26,981,767	12,619,118	28,051,928
代金取立為替	件数	1	－	－	－
	金額	0	－	－	－
雑為替	件数	4,027	2,623	3,783	2,337
	金額	1,734,121	3,364,280	1,977,010	3,090,330
合計	件数	21,840	153,170	36,599	166,664
	金額	14,221,219	30,346,047	14,596,128	31,142,258

●有価証券に関する指標

▼種類別有価証券平均残高　（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	増　減
国債	1,088	1,307	218
地方債	2,700	2,545	△154
社債	8,466	8,500	33
株式	98	148	49
その他の証券	1,613	1,483	△130
合　計	13,967	13,985	17

注）貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しております。

▼商品有価証券種類別平均残高

該当はありません。

▼有価証券残存期間別残高　　（単位：百万円）

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
令和3年度								
国債	－	－	100	－	400	800	－	1,300
地方債	－	－	300	600	300	1,500	－	2,700
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	100	400	1,300	400	700	5,100	500	8,500
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	138	200	195	355	－	0	889
令和4年度								
国債	－	－	100	－	400	800	－	1,300
地方債	－	－	700	－	1,100	600	－	2,400
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	200	500	1,300	600	900	4,700	300	8,500
株式	－	－	－	－	－	－	－	－
その他の証券	－	200	100	195	200	100	0	795

●有価証券等の時価情報等

(1)有価証券の時価情報

［売買目的有価証券］

該当する取引はありません。

［満期保有目的の債券］

（単位：千円）

	種　類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	時　価	差　額	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社　債	400,000	457,148	57,148	200,000	230,824	30,824
	小　計	400,000	457,148	57,148	200,000	230,824	30,824
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社　債	－	－	－	200,000	197,993	△2,007
	小　計	－	－	－	200,000	197,993	△2,007
合　計		400,000	457,148	57,148	400,000	428,817	28,817

［その他有価証券］

（単位：千円）

	種類	令和３年度			令和４年度		
		取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額	取得原価又は償却原価	貸借対照表計上額	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国　　債	499,655	568,630	68,974	499,703	556,890	57,186
	地 方 債	2,699,730	3,019,710	319,979	2,399,796	2,607,900	208,103
	社　　債	6,500,459	6,739,503	239,043	3,399,986	3,520,840	120,853
	株　　式	51,701	66,499	14,797	125,012	149,412	24,400
	受益証券	498,117	539,208	41,090	134,758	134,910	151
	投資証券	139,895	144,951	5,056	55,422	58,311	2,889
	小　計	10,389,560	11,078,502	688,942	6,614,679	7,028,263	413,583
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国　　債	796,705	767,540	△29,165	796,830	724,840	△71,990
	社　　債	1,600,000	1,569,200	△30,800	4,690,932	4,473,620	△217,312
	株　　式	65,943	60,628	△5,315	44,616	42,459	△2,157
	受益証券	740,073	677,173	△62,900	902,748	823,874	△78,873
	投資証券	143,250	135,401	△7,848	291,451	258,924	△32,527
	小　計	3,345,972	3,209,942	△136,029	6,726,579	6,323,717	△402,861
合計		13,735,532	14,288,445	552,913	13,341,259	13,351,981	10,722

(2)金銭の信託の時価情報

［運用目的の金銭の信託］

該当する取引はありません。

［満期保有目的の金銭の信託］

該当する取引はありません。

［その他の金銭の信託］

（単位：千円）

		貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	令和３年度	1,236,264	1,202,967	33,296	1,236,264	－
	令和４年度	1,347,724	1,291,704	56,020	1,347,724	－

注)「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

●預かり資産の状況

（１）投資信託残高（ファンドラップ含む）

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度
投資信託残高（ファンドラップ含む）		11,823

（注）投資信託残高（ファンドラップ含む）は「約定日基準」に基づく算出です。

（2）残高有り投資信託口座数

（単位：口座）

	令和 3 年度	令和 4 年度
残高有り投資信託口座数		14

●共済取扱実績

▼長期共済新契約高・長期共済保有高

（単位：千円）

	種　類	令和 3 年度		令和 4 年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	2,329,009	79,392,387	1,742,667	73,577,587
	定期生命共済	305,500	669,700	401,900	1,051,600
	養老生命共済	701,230	29,344,816	352,480	25,246,942
	うちこども共済	289,200	9,009,752	184,700	8,579,000
	医療共済	25,000	901,000	3,000	759,500
	がん共済	－	135,500	－	165,800
	定期医療共済	－	185,900	－	165,800
	介護共済	232,320	885,982	120,934	990,730
	年金共済	－	80,000	－	76,000
建物更生共済		9,002,520	130,280,555	8,792,300	131,260,033
合　計		12,595,580	241,875,842	11,413,282	233,260,693

注1)「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む）を記載しています。

注2)こども共済は、養老生命共済の内書を表示しております。

▼医療系共済の共済金額保有高

（単位：千円）

種　類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	69	24,984	64	20,616
がん共済	790	5,507	668	6,031
定期医療共済	－	827	－	686
合　計	859	31,318	732	27,333

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。
なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

▼介護系その他の共済の共済金額保有高

（単位：千円）

種　類	令和 3 年度		令和 4 年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	278,400	1,161,963	151,546	1,286,519
認知症共済			71,500	70,500
生活障害共済（一時金型）	409,000	905,500	762,100	1,641,100
生活障害共済（定期年金型）	6,300	52,400	20,600	72,500
特定重度疾病共済	191,700	401,400	177,500	566,900

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

▼年金共済の年金保有高

（単位：千円）

種　類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	113,288	3,623,790	238,590	3,743,460
年金開始後	－	420,403	－	414,736
合　計	113,288	4,044,193	238,590	4,158,196

注）金額は、年金年額を記載しています。

▼短期共済新契約高

（単位：千円）

	令和 3 年度		令和 4 年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	12,713,380	10,801	12,652,840	10,596
自動車共済		381,822		375,562
傷害共済	10,605,000	1,475	17,280,000	1,601
団体定期生命共済	214,000	491	213,000	484
定額定期生命共済	12,000	87	12,000	87
賠償責任共済		206		217
自賠責共済		72,589		74,975
合　計		467,475		463,526

注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

●購買事業品目別取扱実績

（単位：千円）

種類		令和3年度		令和4年度	
		供給高	手数料	供給高	手数料
生産資材	肥料	239,406	35,449	287,397	40,390
	飼料	204,230	6,480	223,989	6,121
	農業機械	211,831	33,012	164,778	27,651
	農薬	133,652	15,715	126,293	14,972
	素牛	375,921	936	345,670	1,123
	その他	119,862	23,799	124,418	24,407
	小　計	1,284,904	115,394	1,272,547	114,666
生活物資	米	5,118	567	4,949	480
	生鮮食品	31,279	2,388	29,304	425
	一般食品	62,471	10,338	65,642	10,288
	衣料品	3,946	583	2,832	416
	耐久消費財	35,762	4,593	52,397	6,959
	日用保健雑貨	25,714	2,543	25,332	1,236
	ＬＰガス	100,133	55,383	－	－
	石油類	534,467	51,496	254,421	29,496
	自動車	66,274	10,929	－	－
	その他	105,805	37,712	103,840	37,859
	小　計	970,974	176,536	538,720	87,162
合　計		2,250,314	2,255,879	1,811,267	201,828

注）供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

●販売事業（受託販売）品目別取扱実績

（単位：千円）

種類		令和3年度		令和4年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米		410,416	15,922	421,435	15,543
米を除く農林産物	麦	26,375	5,579	52,801	4,034
	大豆	35,762	997	37,120	1,175
	雑穀・豆類	5,327	152	8,445	248
	加工用甘薯馬鈴薯	19,106	515	17,016	459
	野菜	176,340	4,807	181,963	4,973
	果実	192,093	4,883	182,541	4,647
	花き・花木	12,121	327	11,820	319
	茶	88,050	800	91,213	829
	小　計	555,176	18,063	582,922	16,687
畜産物	肉用牛	748,215	7,482	888,558	8,662
	小　計	748,215	7,482	888,558	8,662
合　計		1,713,807	41,468	1,892,915	40,892

（注）取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

●販売事業（買取販売）品目別取扱実績

該当する取引はありません。

18. 自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

（単位：千円、％）

項　　目	令和３年度末	令和４年度末
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,413,530	6,631,714
うち、出資金及び資本準備金の額	1,498,835	1,504,283
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	4,964,740	5,177,117
うち、外部流出予定額 （△）	31,343	36,023
うち、上記以外に該当するものの額	△18,702	△14,085
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	413	1,265
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	413	1,265
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本にかかる基礎項目の額　（イ）	6,413,943	6,632,557
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	9,441	10,243
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	9,441	10,243
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	9,441	10,243
自己資本		
自己資本の額（（イ）―（ロ））　（ハ）	6,404,502	6,622,313

項　　目	令和 3 年度末	令和 4 年度末
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	45,275,045	44,533,443
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△754,307	△754,309
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	754,307	754,309
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,402,114	3,363,057
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　　(ニ)	48,677,160	47,896,500
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	13.15%	13.82%

注1)「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(18 年金融庁・農水省告示第 2 号)に基づき算出しています。

注2) 当組合は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3) 当組合が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

（1）信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

（単位：千円）

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b＝a×4%
現金	281,026	—	—	288,847	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,298,250	—	—	1,298,423	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	5,035,485	—	—	4,497,525	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	100,013	10,001	400	100,013	10,001	400
我が国の政府関係機関向け	901,786	90,178	3,607	901,789	90,178	3,607
地方三公社向け	200,513	20,096	803	100,033	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	78,141,469	15,628,293	625,131	76,766,038	15,618,100	624,724
法人等向け	8,151,498	5,572,900	222,916	8,429,724	5,677,471	227,098
中小企業等向け及び個人向け	429,134	147,921	5,916	502,983	150,308	6,012
抵当権付住宅ローン	4,601,746	1,599,587	63,983	3,299,350	1,060,385	42,415
不動産取得等事業向け	22,176	22,176	887	19,900	19,900	796
三月以上延滞等	19,384	21,819	757	224	14	0
取立未済手形	14,559	2,911	116	19,767	3,953	158
信用保証協会等保証付	4,124,440	403,332	16,133	4,080,711	399,968	15,998
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	604,504	604,504	24,180	729,216	729,216	29,168
（うち出資等のエクスポージャー）	604,504	604,504	24,180	729,216	729,216	29,168
（うち重要な出資のエクスポージャー））	—	—	—	—	—	—
上記以外	10,149,352	18,286,301	731,452	11,852,695	18,229,500	729,180
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	1,305,940	3,264,850	130,594	1,004,967	2,512,417	100,496
（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	3,783,835	9,459,587	378,383	3,767,815	9,419,537	376,741
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	299,012	747,530	29,901	298,367	745,918	29,836
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	180,551	270,827	10,833	169,634	254,451	10,178
（うち上記以外のエクスポージャー）	4,580,014	4,543,506	181,740	6,611,911	5,297,175	211,887

		令和3年度			令和4年度		
証券化		―	―	―	―	―	―
	(うちSTC要件適用分)	―	―	―	―	―	
	(うち非STC適用分)	―	―	―	―	―	
再証券化		―	―	―	―	―	―
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		2,456,725	3,622,213	144,888	2,323,449	3,298,753	131,950
	(うちルックスルー方式)	2,456,725	3,622,213	144,888	2,323,449	3,298,753	131,950
	(うちマンデート方式)	―	―	―	―	―	―
	(うち蓋然性方式250%)	―	―	―	―	―	―
	(うち蓋然性方式400%)	―	―	―	―	―	―
	(うちフォールバック方式)	―	―	―	―	―	―
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		―	―	―	―	―	―
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		―	754,307	30,172	―	754,309	30,172
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		116,532,067	45,275,045	1,811,001	115,210,694	44,533,443	1,781,337
CVAリスク相当額÷8%		―	―	―	―	―	―
中央清算機関関連エクスポージャー		―	―	―	―	―	―
合計(信用リスク・アセットの額)		116,532,067	45,275,045	1,811,001	115,210,694	44,533,443	1,781,337
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b＝a×4%	a		b＝a×4%
		3,402,114		136,084	3,363,057		134,522
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
		a		b＝a×4%	a		b＝a×4%
		48,677,160		1,947,086	47,896,500		1,915,860

注1)「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注2)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注3)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150%になったエクスポージャーのことです。

注4)「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注5)「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注6)「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注7)「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注8)当組合では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)}\times 15\%\text{)の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

（1）標準的手法に関する事項

当組合では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等の次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは，以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R＆Ｉ）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S＆Pグローバル・レーティング（S＆P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

（イ）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（２）信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び３ヵ月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：千円）

		令和３年度					令和４年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	うち 店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
	国内	114,077,776	15,986,086	12,538,306	－	21,819	112,894,814	15,771,409	12,226,794	－	7,794
	国外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地域別残高計		114,077,776	15,986,086	12,538,306	－	21,819	112,894,814	15,771,409	12,226,794	－	7,794
法人	農業	343,100	343,100	－	－	－			－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	1,558,130	－	1,506,477	－	－	1,266,322	－	1,204,759	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	1,385,805	－	1,102,659	－	－	1,148,708	－	801,835	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,023,954	－	1,003,474	－	－	1,744,382	－	1,705,474	－	－
	運輸・通信業	1,023,227	－	1,002,611	－	－	1,117,706	－	1,093,503	－	－
	金融・保険業	87,032,966	4,008,540	2,810,514	－	－	85,543,067	3,512,177	2,810,400	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	626,754	12,246	601,922	－	－	435,804	11,304	400,923	－	－
	日本国政府・地方公共団体	6,333,735	2,323,771	4,009,964	－	－	5,795,948	2,086,711	3,709,236	－	－
	上記以外	759,179	40,223	500,682	－	－	766,145	67,399	500,682	－	－
	個人	118,196	117,911	－	－	21,819	9,732,576	9,727,160	－	－	7,794
	その他	1,336,792	－	－	－	－	4,977,495	－	－	－	－
業種別残高計		101,541,843	6,845,793	12,538,306	－	21,819	112,894,814	15,771,409	12,226,794	－	7,794
	1年以下	74,887,564	371,946	100,480	－		73,284,779	359,768	200,565	－	
	1年超3年以下	718,774	317,396	401,378	－		1,949,928	1,247,971	501,957	－	
	3年超5年以下	3,202,272	1,495,536	1,706,736	－		2,717,039	609,565	2,107,474	－	
	5年超7年以下	2,028,555	1,025,373	1,003,181	－		1,854,729	1,253,039	601,690	－	
	7年超10年以下	3,056,962	1,652,915	1,404,047	－		3,429,134	1,029,383	2,399,750	－	
	10年超	18,326,713	8,903,593	7,420,490	－		17,646,992	9,025,967	6,114,152	－	
	期限の定めのないもの	11,858,932	2,219,325	501,991	－		12,012,209	2,211,294	301,204	－	
残存期間別残高計		114,077,776	986,086	12,538,306	－		112,894,814	15,771,409	12,226,794	－	

注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2）「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間・融資枠の範囲内で、利用者の請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

注3）「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

注4）「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

（３）貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：千円）

区　分	令和３年度					令和４年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	412	413	－	412	413	413	1,265	－	413	1,265
(うち信用事業)	(320)	(334)	(－)	(320)	(334)	(334)	(1,050)	(－)	(334)	(1,050)
(うち共済事業)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
(うち購買事業)	(91)	(78)	(－)	(91)	(78)	(78)	(212)	(－)	(78)	(212)
(うち販売事業)	(0)	(0)	(－)	(0)	(0)	(0)	(2)	(－)	(0)	(2)
個別貸倒引当金	2,802	2,434	－	2,802	2,434	2,434	7,569	－	2,434	7,569
(うち信用事業)	(412)	(314)	(－)	(412)	(314)	(314)	(216)	(－)	(314)	(216)
(うち購買事業)	(2,065)	(1,911)	(－)	(2,065)	(1,911)	(1,911)	(6,269)	(－)	(1,911)	(6,269)
(うち販売事業)	(323)	(208)	(－)	(323)	(208)	(208)	(1,083)	(－)	(208)	(1,083)

（４）業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中の増減額及び貸出金償却の額

（単位：千円）

区　分		令和3年度						令和4年度					
		個別貸倒引当金					貸出金償却	個別貸倒引当金					貸出金償却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国　内		2,802	2,434	－	2,802	2,434		2,434	7,569	－	2,434	7,569	
国　外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		2,802	2,434	－	2,802	2,434		2,434	7,569	－	2,434	7,569	
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	1,247	1,247	－	1,247	1,247	－	1,247	1,247	－	1,247	1,247	－
個　人		1,554	1,187	－	1,554	1,187	－	1,187	6,322	－	1,187	6,322	－
業種別計		2,802	2,434	－	2,802	2,434	－	2,434	7,569	－	2,434	7,569	－

（５）信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250％を適用する残高

（単位：千円）

		令和３年度			令和４年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト　0％	－	6,999,989	6,999,989	－	6,084,796	6,084,796
	リスク・ウェイト　2％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト　4％	－	－	－	－	－	－
	リスク・ウェイト　10％	－	5,035,124	5,035,124	－	5,082,513	5,082,513
	リスク・ウェイト　20％	－	78,429,579	78,429,579	－	76,554,723	76,554,723
	リスク・ウェイト　35％	－	4,570,250	4,570,250	－	3,299,350	3,299,350
	リスク・ウェイト　50％	5,113,194	2,181	5,115,376	5,504,506	7,773	5,512,279
	リスク・ウェイト　75％	－	156,531	156,531	－	502,983	502,983
	リスク・ウェイト 100％	3,011,182	5,693,234	8,704,416	2,914,070	8,206,185	11,120,256
	リスク・ウェイト 150％	－	180,591	180,591	－	169,634	169,634
	リスク・ウェイト 250％	－	4,885,915	4,885,915	－	4,568,276	4,568,276
	その他	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイト 1250％		－	－	－	－	－	－
計		8,124,376	105,953,399	114,077,776	8,418,577	104,476,237	112,894,814

注1）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注2）「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注3）経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注4）1250％には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジットデリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250％を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

（1）信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当組合では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当組合では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付が A-または A3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A-または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB-または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については，①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直し行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

（２）信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：千円）

区　分	令和３年度			令和４年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジットデリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジットデリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	100,033	－	－	100,033	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	22,000	－	－	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	1,176	152,610	－	11,017	226,342	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	590,999	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	12,864	20,460	－	－	1,641,954	－
合　計	36,040	273,104	－	11,017	2,559,329	－

注1)「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2)「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150％になったエクスポージャーのことです。

注3)「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4)「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）が含まれます。

注5)「クレジットデリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

(1)出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当組合においては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当組合の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2)出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	127,127	127,127	191,871	191,871
非上場	3,987,549	3,987,549	3,980,529	3,980,529
合　計	4,114,676	4,114,676	4,172,400	4,172,400

注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

(3)出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

令和3年度			令和4年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
3,929	−	−	650	−	5,286

(4)貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：千円)

令和3年度		令和4年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
14,797	5,315	24,400	2,157

（５）貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：千円）

令和３年度		令和４年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
－	－	－	－

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

（単位：千円）

	令和３年度	令和４年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,456,725	2,323,449
マンデート方式を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	－	－
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	－	－
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	－	－

●金利リスクに関する事項

（１）金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当組合では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、ALM 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

・当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(⊿EVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.249 年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
　流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。
・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
　流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
　固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提
　通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
　一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿EVEおよび⊿NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
　内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
　該当ありません。

（2）金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB1:金利リスク					
項番		⊿EVE		⊿NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,627	1,869	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	8	0
3	スティープ化	1,868	2,077		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下	48			
7	最大値	1,868	2,077	8	0
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,622		6,404	

19. 連結グループ(組合及び子会社)の概況

●連結グループの概況

多気郡農業協同組合のグループは、当組合及び子会社1社で構成されています。

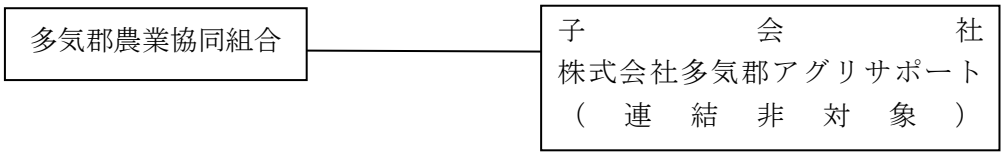

当組合の子会社(株式会社多気郡アグリサポート)については、小規模であり、その総資産、売上高等からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。

●子会社の状況

名　　称	株式会社多気郡アグリサポート
主たる事務所の所在地	多気郡多気町井内林１３０番地１
資　本　金	９，０００千円
事　業　の　内　容	農畜産物の生産販売（農業経営） 農作業の受託及び請負 新規就農者研修事業 農業協同組合が所有する施設の管理・運営受託
設　立　年　月　日	平成２９年４月３日
組合議決権保有割合	１００％

20. 役員等の報酬体系

●役員

(1)対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は理事及び監事をいいます。

(2)役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位:千円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	50,333	5,720

(注1)対象役員は、理事17名、監事5名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2)退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額)によっています。

(3)対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお, 業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会(組合員、三重県農業協同組合中央会、顧問弁護士から選出された委員 5 人で構成)に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

●職員等

（１）対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当組合の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお，令和４年度において，対象職員等に該当するものはおりませんでした。

（注1）対象職員等には，期中に退任・退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は，令和4年度に当組合の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

●その他

当組合の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

DISCLOSURE

2023.3

多気郡農業協同組合